

活水女子大学学則（案）

第1章 目的及び使命

- 第1条** 本学は、キリスト教主義に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに準拠して、女子に対し高等教育を行うことを目的とする。
- 2 この目的を達成するため、生涯教育の展望に立ちつつ、国際的視野を有する広い教養と高度の専門的知識を涵養し、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人間の育成を期する。
- 3 本学の学生は、キリスト教に関する所定の授業科目を履修し、学内で行われるキリスト教教育行事に出席するものとする。
- 4 本学は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めるものとする。
- 5 前項の点検及び評価の項目並びに体制については別に定める。

第2章 学部構成

- 第2条** 本学に国際文化学部、健康生活学部及び看護学部を置く。その構成は、次のとおりとする。
- 国際文化学部：国際文化学科
健康生活学部：食生活健康学科、生活デザイン学科、子ども学科
看護学部：看護学科

第3章 修業年限及び収容定員

- 第3条** 本学の修業年限は4年とする。ただし、在学期間は8年を超えることはできない。
- 2 3年次に編入学した者の本学の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。
- 3 前各項の規定に関わらず、在学年限を超えて在学を希望する者があるときは、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。
- 第4条** 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりである。

学部	学科	入学定員	収容定員
国際文化学部	国際文化学科	70名	280名
健康生活学部	食生活健康学科	60名	240名
	生活デザイン学科	35名	140名
	子ども学科	45名	180名
看護学部	看護学科	75名	300名

第4章 学年、学期及び休業日

- 第5条** 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第6条** 学年を分けて次の2期とする。
- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 第7条** 学年中の休業日を次のとおり定める。
- (1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
(3) 学院創立記念日 12月1日
(4) 春期休業 3月18日から4月9日まで
(5) 夏期休業 8月1日から9月30日まで
(6) 冬期休業 12月23日から翌年1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず必要のある場合、学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第5章 教育課程

第8条 本学に次の授業科目を置く。

- (1) 教養教育科目
- (2) 専門教育科目
- (3) 教職に関する科目
- (4) 日本語教員養成課程に関する科目（国際文化学部）
- (5) 司書教諭に関する科目（国際文化学部、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科）
- (6) 図書館司書課程に関する科目（国際文化学部、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科）
- (7) 上級情報処理士、情報処理士に関する科目（国際文化学部）
- (8) 学校司書課程に関する科目（国際文化学部、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科）

第9条 本学の教育課程は、次のとおりとする。

第6章 履修方法及び卒業

第10条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。
- 4 第2項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第11条 各授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、教室内における1時間の授業に対して教室外における2時間の準備を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教室内における2時間の授業に対して教室外における1時間の準備を必要とするものとし、30時間の授業をもって1単位とすることがある。
 - (2) 演習については、教室内における2時間の授業に対して教室外における1時間の準備を必要とするものとし、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、1時間の授業に対して2時間の準備を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とすることがある。
 - (3) 実験、実習及び実技の授業については、すべて実験室、実習場等で行われるものとし、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、45時間の授業をもって1単位とすることがある。
 - (4) 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める授業時間をもって1単位とする。
 - (5) 前各号の基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、第1号講義及び第2号の演習については15時間から30時間の範囲で、第3号の実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定めることができる。ただし、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して授業時間を定め、この時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。
- 3 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、15週より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第12条 本学の履修方法は次のとおりとし、国際文化学部にあつては124単位以上、健康生活学部食生活健康学科にあつては125単位以上、生活デザイン学科、子ども学科にあつては124単位以上、看護学部にあつては124単位以上を修得しなければならない。

1 教養教育科目

- (1) 国際文化学部、健康生活学部にあつては28単位以上を、看護学部にあつては22単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。
- (2) 教育職員免許状を得ようとする者は、日本国憲法2単位を修得すること。

2 国際文化学部専門教育科目

国際文化学科

- (1) 必修科目20単位、外国語科目4単位以上、選択科目72単位以上、合計96単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。

3 健康生活学部専門教育科目

食生活健康学科

(1) 合計 97 単位以上を修得すること。ただし、選択科目については、10 単位まで自由科目として認定する。その他必要事項は、別に定める。

生活デザイン学科

(2) 必修科目 23 単位、選択必修科目 6 単位以上、および選択科目 67 単位以上、合計 96 単位以上を修得すること。ただし、選択科目のうち 10 単位まで自由科目を充当することができる。その他必要事項は、別に定める。

子ども学科

(3) 必修科目 37 単位、選択科目 59 単位、合計 96 単位以上を修得すること。ただし、選択科目のうち 10 単位まで自由科目を充当することができる。その他必要事項は、別に定める。

4 看護学部専門分野

看護学科

(1) 必修科目 96 単位、選択科目 6 単位、合計 102 単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。

第 13 条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において、取得できる教育職員免許状は次のとおりである。

教育職員免許状

学 部	学 科	取得できる教育職員免許状の種類	免許科目
国際文化学部	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
健康生活学部	食生活健康学科	栄養教諭一種免許状	—
	生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
	子ども学科	養護教諭一種免許状	—
幼稚園教諭一種免許状		—	

第 13 条の 2 国際文化学部において「活水女子大学日本語教員養成課程修了証」を取得しようとする者は、所定の日本語教員養成課程に関する科目を履修し、所定の単位（26 単位、うち必修科目 16 単位）を修得しなければならない。

第 13 条の 3 各学科において「司書教諭課程修了証」を取得しようとする者は、所定の司書教諭に関する科目を履修し、所要の単位（10 単位）を修得しなければならない。

第 13 条の 4 削除

第 13 条の 5 削除

第 13 条の 6 削除

第 13 条の 7 本学において「図書館司書資格」を取得しようとする者は、所定の科目を履修し、所要の単位（24 単位以上）を修得しなければならない。

第 13 条の 8 健康生活学部食生活健康学科の課程を修了し、所定の単位を修得した者は、栄養士となる資格、管理栄養士国家試験を受験する資格、食品衛生管理者・監視員となる資格並びに健康運動実践指導者受験資格を取得することができる。

第 13 条の 9 健康生活学部子ども学科において保育士資格を得ようとする者は、第 12 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ法令等の定めるところに基づいた本学所定の科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

第13条の10 健康生活学部子ども学科において「活水女子大学子ども英語指導者養成課程修了証」を得ようとするものは、所定の子ども英語指導者養成課程に関する科目を履修し、所定の単位（35単位）を修得しなければならない。

第13条の11 削除

第13条の12 削除

第13条の13 全国大学実務教育協会において、「上級情報処理士」又は「情報処理士」の称号を取得しようとする者は、本学国際文化学部を卒業し、「上級情報処理士」又は「情報処理士」取得に関する規則に定められた、所定の単位を修得しなければならない。

第13条の14 看護学部看護学科の課程を修了し、所定の単位を修得した者は、看護師国家試験を受験する資格、保健師国家試験を受験する資格を取得することができる。

第13条の15 削除

第13条の16 本学において「学校司書課程修了書」を取得しようとする者は、所定の科目を履修し、所要の単位（24単位以上）を修得しなければならない。

第14条 試験は、予め受講届を提出して、履修した授業科目に限り受けることができる。

第15条 試験の成績は、AA・A・B・C・Fをもって表し、AA・A・B・Cを合格とする。

第16条 卒業論文・制作(作品)・研究の題目及び研究計画は、卒業しようとする年度の定められた期日までに届け出なければならない。

第17条 本学を含む大学に4年以上在学（3年次に編入学した者にあつては2年以上在学）し、本章に定める履修方法により所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

第18条 前条第1項により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

国際文化学部国際文化学科卒業生	学士（国際文化）
健康生活学部食生活健康学科卒業生	学士（栄養学）
健康生活学部生活デザイン学科卒業生	学士（家政学）
健康生活学部子ども学科卒業生	学士（子ども教育学）
看護学部看護学科卒業生	学士（看護学）

第7章 他の大学等における授業科目の履修等

第19条 本大学は教育上有益と認めるときは、学生が他の大学等で修得した次の単位等については、本学の授業科目により修得した単位とみなすことができる。

(1) 他大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位

(2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が大学教育に相当する水準を有すると認めた教育施設等における学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修

2 前項の規定により修得したものとみなし与えることができる単位数は60単位を超えないものとする。

3 学生が外国の大学に留学する場合には、前2項の規定を準用する。

第19条の2 本大学は教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に修得した次の単位等（科目等履修生により修得した単位を含む）については、入学後に本学の授業科目により修得した単位とみなすことができる。

(1) 大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位

(2) 学生が本学入学前に行った第19条第1項第2号に規定する学修で、本学が大学における授業科目の履修とみなした学修

2 前項の規定により修得したものとみなし、与えることができる単位数は編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条において修得した単位と合わせて60単

位を超えないものとする。

第8章 留学

第20条 学生は学長の承認をうけて在学中、外国の大学に留学し学修することができる。

2 前項の留学の取扱いについては、別に定める。

第9章 入学、編入学、休学、転学、退学、復学、除籍及び転学部・転学科

第21条 入学の時期は学年の初めとする。

第22条 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第23条 入学志願者は、次の各号の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 卒業証明書、卒業見込証明書又は資格証明書のうち一つ
- (3) 調査書
- (4) 健康診断書(ただし、前年度高等学校卒業生及び本年度高等学校卒業見込みの者を除く。)

第24条 本学の3年次に編入学できる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者(大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者)。
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者。
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者。
- (4) その他本学において、相当の年齢に達し短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

3 3年次編入学志願者は、次の書類に検定料と写真を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 編入学志願書
- (2) 卒業(見込)証明書又は修了(見込)証明書
- (3) 学業成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他必要書類

第 25 条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

第 26 条 入学を許可された者は、誓約書、保証人連署の保証書及び本学所定の書類に、入学金その他指定された納入金を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 保証人は、学生の在学中における一切の責任を負うものとする。

第 27 条 保証人の住所等に異動を生じたときは、直ちに届けなければならない。

第 28 条 病気その他やむを得ない理由で引き続き 3 カ月以上修学ができないときは、保証人連署の上、その理由を記して、休学を願い出ることができる。

2 休学期間は、原則として 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、更に休学を願い出ることができる。

3 休学期間は在学年数に算入しない。

第 29 条 休学中の者が復学を希望するときは、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

第 30 条 他の大学に転学を志願する者があるときは、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。

第 31 条 本学を退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

2 前項による退学の願い出があるときは、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。

第 32 条 第 31 条により退学した者又は第 33 条 2 号若しくは 3 号により除籍された者が再入学を希望するときは、学長は教授会の議を経て、相当年次に再入学を許可することができる。

2 再入学を許可された者の既修得授業科目及び単位の認定は原則として認める。

3 再入学に関する必要な事項は別にこれを定める。

第 33 条 次の各号の一つに該当する者について、学長は教授会の議を経て、除籍することがある。

(1) 第 3 条に規定する在学年限を超えたとき。

(2) 学費の納付を怠り、かつ督促を受けても納入しないとき。

(3) 第 29 条に規定する復学の手続きをしないとき。

(4) その他除籍が必要と認められたとき。

2 除籍に関する細則は別にこれを定める。

第 33 条の 2 本学に入学した者で他の学科に志願する者がある時は選考の上、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。ただし、転学部・転学科を許可するのは 1 回限りとする。

2 転学部・転学科に関する必要な事項は別にこれを定める。

第 10 章 学費

第 34 条 入学志願者は、検定料 30,000 円を納入しなければならない。

第 35 条 入学（編入学を含む）を許可された者は、入学金として 250,000 円を納入しなければならない。

第 36 条 授業料及び施設設備費は別表に定めるとおりとする。

2 3 年次に編入学した者は、当該相当年次に在学する学生の授業料及び施設設備費とする。

3 授業料及び施設設備費は毎学期初めに指定された期日までに納入しなければならない。ただし、学年初めに全額納入してもさしつかえない。

4 本学院職員及び教会牧師の子女は授業料のうち一定額を免除する。

第 37 条 削除

第 38 条 授業料、施設設備費の他、実験・実習費等の必要な経費については、別に徴収する。

第 39 条 退学するときは、その期の学費を全額納入しなければならない。

第 40 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料として半期 100,000 円を納入しなければならない。ただし休学した日が月の初日であればその月から、そうでない場合は休学した月の翌月から復学した月の前日までの在籍料の月割りを納入しなければならない。

第40条の2 卒業延期になった学生ならびに健康生活学部食生活健康学科及び看護学部看護学科学生で履修規程第16条の定めによる進級の制限により原年次に留まる場合は在籍延長料として半期一律100,000円を納入しなければならない。

第41条 いったん納入した入学金、授業料及び施設設備費等は、過誤による場合を除いて、一切返還しない。ただし、指定する期日までに入学辞退を届け出た者に対しては、入学金を除く授業料及び施設設備費等を返還する。

2 前項に関わらず、国の修学支援制度の対象となる者については、入学金及び授業料を返還することがある。

3 入学金、授業料及び施設設備費等は、社会情勢等によって、在学の途中でも変更することがある。

第42条 学費支弁の困難な者に対しては、家庭の実情と学業成績とを勘案し、奨学金を給付又は貸与することがある。

第42条の2 経済的な理由により指定された期日までに授業料等を納入できない場合は、延納願を提出することにより定期試験日の前を限度に納期を延長することができる。

第11章 教職員組織

第43条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

第44条 学長は、本学を統督し、これを代表する。

2 学長は、教授を兼ねることができる。

第45条 各学科の主要科目は、専任の教授又は准教授が担当する。ただし、一時専任講師・助教又は兼任者がこれを担当することがある。

(1) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(2) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(3) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(4) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(5) 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(6) 事務職員、その他の職員は、学長の命を受けて、それぞれの職務に従事する。

第12章 教授会

第46条 本学に重要な事項を審議するため、全学教授会、学部教授会を置く。

2 全学教授会は、学長及び専任の教授、准教授及び講師でこれを構成する。

3 学部教授会は、所属する学部の専任の教授、准教授、講師及び助教でこれを構成する。

第47条 全学教授会は、次に定める事項について、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業および課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

(5) その他教育研究に関する重要事項

第47条の1の2 全学教授会は、次の事項を審議し、学長が決定する。

(1) 学則又は大学規程の改正

(2) 学生の指導及び賞罰に関する事項

(3) 学生の編入学に関する事項

(4) 学生部長その他別に定める役職等の推薦

(5) その他本学の運営に関し、特に全学的審議を必要と認める事項

第47条の2 学部教授会は、それぞれの学部に関する次の事項を審議し、学長が決定する。

- (1) 教員候補者の選考並びに教員の昇任等に関する事項
- (2) 研究及び教授に関する事項
- (3) 学則又は大学規程のうち、当該学部に関する部分の改正の立案
- (4) 当該学部に関する諸規則の制定並びに改廃
- (5) 試験に関する事項
- (6) 学生の休学、退学、転学、復学、除籍、転学部・転学科並びに卒業に関する事項
- (7) 科目等履修生、留学生に関する事項
- (8) 学部長その他別に定める役職等の推薦又は承認
- (9) その他学部の運営に関する重要な事項

第48条 全学教授会は学長が、学部教授会は学部長が招集し、その議長となる。ただし、学長、学部長事故あるときは、学長、学部長は代理者を指名して議長の任に当たらせる。

第49条 教授会に関し、本章に定めない事項については、別にこれを定める。

第13章 図書館、学術研究所、各センター、研究室及び公開講座

第50条 本学に図書館等を設け、本学教職員及び学生の研究に資する。

2 図書館、学術研究所及び各センターに関する規程は、別にこれを定める。

第51条 教授、准教授、専任講師及び助教の学術研究に便宜を与えるために研究室を設ける。

第52条 本学は、一般市民の文化並びに知識向上のため公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

第14章 研究生、科目等履修生、履修証明プログラム、聴講生及び外国人留学生

第53条 本学において特定の専門事項について研究することを希望する者に対しては、学長は、本学の教育に支障のない限り、教授会の議を経て研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学できる者は、学士又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

第54条 本学の学生以外の者で、本学学部の一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、学長は教授会の議を経て科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

3 科目等履修生及び履修証明プログラムに関する規程は、別にこれを定める。

第55条 本学において授業科目の聴講を希望する者に対しては、学長は、本学の教育に支障のない限り、教授会の議を経て聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

第56条 外国人で本学に入学を志願する者は、当該外国公館の証明を有し、かつ、本学での履修にたえる見込みのある者に限り、学長が教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第15章 長期履修学生

第57条 第3条の第1項及び第2項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修し卒業することを希望する者があるときは、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第16章 学寮及び保健室

第58条 本学に学寮を設ける。

2 学寮に関する規程は、別にこれを定める。

第59条 本学に保健室を設ける。

2 保健室に関する規程は、別にこれを定める。

第17章 賞罰

第60条 学生の本分を全うし、学力、人物共に優秀で、他の模範となる学生に対して学長は、これを表彰することがある。

第61条 本学の学則並びに諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者はその軽重に従って、学長が教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は謹慎、譴責、停学及び退学とする。

第62条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。

- (1) 学業成績が不良で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 出席が常でない者、又は正当な理由がなく引き続き1か月以上欠席した者
- (3) 本学の方針に違反し、学生の本分に反する行為があると認められた者

附則 1

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附則 2

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 入学検定料については、昭和57年度入学生から適用する。

附則 3

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。

附則 4

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次及び第4年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 入学検定料については、昭和59年度入学生から適用する。

附則 5

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第4年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 この学則を施行する際、現に第2年次に在学する学生は第36条、第37条に限りなお従前の学則による。

附則 6

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第4年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 この学則を施行する際、現に第2年次に在学する学生は第36条、第37条に限りなお従前の学則による。

附則 7

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第4年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 この学則を施行する際、現に第2年次に在学する学生は第36条、第37条に限りなお従前の学則による。

附 則 8

- 1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 4 年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 この学則を施行する際、現に第 2 年次に在学する学生は第 36 条、第 37 条に限りなお従前の学則による。

附 則 9

- 1 この学則は、1989 年（平成元年）4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 4 年次に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 第 9 条英文学科専門教育科目のうち「アメリカ研究演習」については、1988 年度入学生から適用する。
- 4 この学則を施行する際、現に第 2 年次に在学する学生は第 36 条、第 37 条に限りなお従前の学則による。

附 則 10

- 1 この学則は、1990 年（平成 2 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 2 年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 入学検定料（第 34 条）については、1990 年度（平成 2 年度）入学志願者から適用する。
- 4 この学則を施行する際、現に第 2 年次に在学する学生は第 36 条、第 37 条に限りなお従前の学則による。

附 則 11

- 1 この学則は、1991 年（平成 3 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 2 年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 この学則を施行する際、現に第 2 年次に在学する学生は第 36 条、第 37 条に限りなお従前の学則による。
- 4 第 4 条の規定に係わらず 1991 年度（平成 3 年度）から 1999 年度（平成 11 年度）までは次のとおりとする。

文 学 部	入学定員	
英 文 学 科	80 名	
日 本 文 学 科	80 名	計 160 名

附 則 12

- 1 この学則は、1992 年（平成 4 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 2 年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 第 9 条一般教育科目（社会分野）のうち「国際経済事情」は 1989 年度入学生から適用する。
- 4 第 9 条文学部英文学科専門教育科目のうち「コミュニケーションⅡ」は 1989 年度入学生から、「コミュニケーションⅠ」は 1990 年度入学生から、「リーディングコース」は 1991 年度入学生から適用する。
- 5 この学則を施行する際、現に第 2 年次に在学する学生は第 36 条、第 37 条に限りなお従前の学則による。

附 則 13

- 1 この学則は、1993 年（平成 5 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第 2 年次以上に在学する学生はなお従前の学則による。
- 3 第 9 条一般教育科目（社会分野）のうち、「異文化理解演習」は 1992 年度入学生から適用する。

附 則 14

- 1 この学則は、1994 年（平成 6 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、1993 年度以前の入学生についてはなお従前の学則による。ただし、第 9 条日本文学科専門教育科目、第 12 条第 4 号文学部専門教育科目(2)及び第 13 条の 2 の規定は、1991 年度入学生から適用する。

附 則 15

- 1 この学則は、1995年（平成7年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、第35条、第36条及び第37条の規定については、1995年度（平成7年度）入学生から適用する。

附 則 16

- 1 この学則は、1996年（平成8年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、3年次編入学関連の第3条第2項、第4条、第17条、第24条、第36条第2項、第37条第2項及び第47条の変更については、1996年度（平成8年度）入学の3年次編入学生より施行する。
- 3 第4条の規定に係わらず1996年度（平成8年度）から1999年度（平成11年度）までは次のとおりとする。

文 学 部	入学定員	
英 文 学 科	140名	
日 本 文 学 科	130名	計 270名

附 則 17

- 1 この学則は、1997年（平成9年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、司書教諭関連の第8条(8)、第9条（司書教諭に関する科目）及び第13条の4については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 18

- 1 この学則は、1998年（平成10年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第8条(6)及び第13条の2については、1996年度（平成8年度）入学生から適用する。

附 則 19

- 1 この学則は、1999年（平成11年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、博物館学芸員課程関連の第8条(10)、第9条（博物館学芸員課程に関する科目）及び第13条の6については第2年次に在学する学生にも適用する。

附 則 20

- 1 この学則は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 21

- 1 この学則は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、図書館司書課程関連の第8条(11)、第9条（図書館司書課程に関する科目）及び第13条の7については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 22

- 1 この学則は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 23

- 1 この学則は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 24

- 1 この学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。
- 3 第40条および第42条については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 25

- 1 この学則は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第13条の10の規程は、2004年度入学生から適用する。

附 則 26

- 1 この学則は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 27

- 1 この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第13条の13の規程は、2005年度入学生から適用する。

附 則 28

- 1 この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 29

- 1 この学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第40条の2の規定は、2009年（平成21年）3月31日現在在籍する学生から適用する。

附 則 30

- 1 この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第40条の2の規定は、2010年（平成22年）3月31日現在在籍する学生から適用する。

附 則 31

- 1 この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 32

- 1 この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、転学部・転学科関連の第33条の2の規定、学費関連の第40条、第40条の2、第42条の2の規定は、2012年（平成24年）3月31日現在在籍する学生から適用する。

附 則 33

- 1 この学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、入学金関連の第35条については、2013年度（平成25年度）入学生から適用する。

附 則 34

- 1 この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 35

- 1 この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第47条、第47条の1の2、第47条の2、第55条については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 36

- 1 この学則は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第10条については、第2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 37

- 1 この学則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 38

- 1 この学則は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第8条第8号、第13条の16については、第2学年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 39

- 1 この学則は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第11条および第37条については、第2学年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 40

- 1 この学則は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第36条、第41条第2項については、第2学年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 41

- 1 この学則は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則 42

- 1 この学則は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 43

- 1 この学則は、2022年（令和4年）10月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。ただし、第9条学則別表音楽学部カリキュラム表の履修条件については、第2学年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則 44

- 1 この学則は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

別表

2023年度授業料及び施設設備費等

(円)

学部	学科／コース	学年	授業料	施設設備費	実験実習料	合計
国際文化	全学科	全学年	631,000	336,000	—	967,000
音楽	音楽学科 演奏表現コース	全学年	967,000	704,000	—	1,671,000
	音楽学科 音楽文化コース	全学年	662,000	407,000	—	1,069,000
健康生活	食生活健康学科	1年	662,000	356,000	47,500	1,065,500
		2年			41,800	1,059,800
		3年			65,700	1,083,700
		4年			92,900	1,110,900

	生活デザイン学科	1年	631,000	336,000	36,000	1,003,000
		2年			39,500	1,006,500
		3年			32,500	999,500
		4年			45,000	1,012,000
	子ども学科	1年	631,000	336,000	30,000	997,000
		2年			40,000	1,007,000
		3年			35,000	1,002,000
		4年			10,000	977,000
看護	看護学科	1年※	967,000	356,000	※1年生のみ電子教科書代別途徴収 124,000	1,447,000
		2年			114,000	1,437,000
		3年			※144,000	1,467,000
		4年			※134,000	1,457,000

※保健師選択コースは3年生で年額20,000円、4年生で100,000円を別途徴収

附 則 45

- この学則は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。
- この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による別表

2024年度授業料及び施設設備費等

(円)

学部	学科／コース	学年	授業料	施設設備費	実験実習料	合計
国際文化	国際文化学科	全学年	631,000	336,000	—	967,000
健康生活	食生活健康学科	1年	662,000	356,000	47,500	1,065,500
		2年			41,800	1,059,800
		3年			65,700	1,083,700
		4年			92,900	1,110,900
	生活デザイン学科	1年	631,000	336,000	36,000	1,003,000
		2年			39,500	1,006,500
		3年			32,500	999,500
		4年			45,000	1,012,000
	子ども学科	1年	631,000	336,000	30,000	997,000
		2年			40,000	1,007,000
		3年			35,000	1,002,000
		4年			10,000	977,000

看護	看護学科	1年※	967,000	※1年生のみ電子教科書代別途徴収 356,000	124,000	1,447,000
		2年			114,000	1,437,000
		3年			※144,000	1,467,000
		4年			※134,000	1,457,000
※保健師選択コースは3年生で年額20,000円、4年生で100,000円を別途徴収						

別表/第2編 学則

【教養教育科目】（国際文化学部・健康生活学部）

授業科目の名称		単位		備 考	
		必修	選択		
建学の精神	キリスト教学Ⅰ	2		8 単 位	
	キリスト教学Ⅱ	2			
	キリスト教学Ⅲ	2			
	キリスト教学Ⅳ	2			
教養必修科目	教養セミナー	1		8 単 位	
	キャリアデザインセミナー	1			
	情報処理基礎	2			
	データサイエンス入門	2			
	健康・スポーツ実技Ⅰ	1			
	健康・スポーツ実技Ⅱ	1			
英語	英語Ⅰ	1		4 単 位	
	英語Ⅱ	1			
	英語Ⅲ	1			
	英語Ⅳ	1			
教養テーマ別科目	文化	日本の文化		2	8 単 位 以 上
		西洋の文化		2	
		長崎の文化		2	
		演奏の楽しみ		2	
		音楽の世界		2	
	社会	ジェンダーからみる社会		2	
		日本国憲法		2	
		異文化理解演習		2	
		現代社会と教育		2	
		現代社会と経済		2	
	生活	心理学		2	
		生活と科学		2	
		食べ物と栄養		2	
		健康・スポーツ論		2	
	キャリア	SPI非言語分野対策演習		2	
		キャリア形成講座		2	
		TOEIC対策講座		2	
		インターンシップ		2	
	特別	特別講義		2	
		特別演習		2	

【教養分野】（看護学部）

授業科目の名称		単位		備 考	
		必修	選択		
建学の精神	キリスト教学Ⅰ	1		4単位修得すること	
	キリスト教学Ⅱ	1			
	キリスト教学Ⅲ	1			
	キリスト教学Ⅳ	1			
教養コア科目	教養セミナー	1		5単位以上修得すること いずれか選択必修（注）	
	キャリアデザインセミナー		1		
	シチズンシップ	2			
	日本国憲法		2		
	ジェンダーからみる社会		2		
教養テーマ別科目	文化・芸術	音楽と文化		1	7単位以上修得すること
		長崎の文化		1	
		異文化理解演習		2	
		健康と芸術		1	
		造形と感性		1	
		特別講義		1	
		哲学	1		
	社会・自然	現代社会と教育		1	
		現代社会と経済		1	
		心理学	1		
		カウンセリング論	1		
		現代社会と法律		1	
		生物学		1	
		化学		1	
寄附講座		1			
情報	情報処理基礎	2		2単位以上修得すること	
	アプリケーション演習		2		
スポーツ・健康学	健康・スポーツ実技Ⅰ	1		2単位以上修得すること	
	健康・スポーツ実技Ⅱ	1			
	健康・スポーツ論		1		
外国語	英語Ⅰ		1	同一言語から2単位以上修得すること	
	英語Ⅱ		1		
	中国語Ⅰ		1		
	中国語Ⅱ		1		
	韓国語Ⅰ		1		
	韓国語Ⅱ		1		

（注）保健師選択希望者は「日本国憲法」を履修すること。

【国際文化学部国際文化学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備考	
		必修	選択		
専門教育科目（コース共通科目）	基盤科目	国際文化入門	2		
		異文化コミュニケーション論	2		教免必修 子ども学科と同時開講
		女性リーダーシップ論	2		
		基礎セミナーⅠ	2		
		基礎セミナーⅡ	2		
		基礎セミナーⅢ	2		
		基礎セミナーⅣ	2		
		卒業研究	6		
	外国語科目	中国語Ⅰ		1	同一言語から 4単位修得すること (選択必修)
		中国語Ⅱ		1	
		中国語Ⅲ		1	
		中国語Ⅳ		1	
		韓国語Ⅰ		1	
		韓国語Ⅱ		1	
		韓国語Ⅲ		1	
		韓国語Ⅳ		1	
	国際文化系	多文化共生論		2	
		文化と社会		2	
		文化人類学		2	
		アジアの文化		2	
		グローバルスタディーズ		2	
		Japanese Culture StudiesⅠ		2	
		Japanese Culture StudiesⅡ		2	
		英語圏の文化		2	
		英米文学入門Ⅰ		2	教免必修
		英米文学入門Ⅱ		2	教免必修

【国際文化学部国際文化学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備考	
		必修	選択		
国際文化学	英米文学演習		2	教免選択	
	Comparative Cultural Studies		2	教免選択	
国際キャリア系	英語とキャリア		2		
	グローバル企業を知る		2		
	English for Hospitality and Tourism		2		
	国際コミュニケーション論		2	教免必修	
	語学ボランティア演習		2		
	Business English for Beginners		2		
	Business Communication		2		
	通訳ガイド演習Ⅰ		2		
	通訳ガイド演習Ⅱ		2		
	時事英語演習		2		
	翻訳入門		2		
	コース共通科目 言語教育系	発音リズム法		2	子ども学科と同時開講
		言語学入門		2	教免必修
英語の発想と表現			2	教免選択	
言語の意味と構造			2	教免選択	
English Picture Book Studies			2	子ども学科と同時開講	
Multicultural Education and Support			2	子ども学科と同時開講	
Teaching English to Children Ⅰ			2	子ども学科と同時開講	
Teaching English to Children Ⅱ			2	子ども学科と同時開講	
Reading Activities Ⅰ			2	子ども学科と同時開講	
Reading Activities Ⅱ			2	子ども学科と同時開講	
英語科教育法Ⅰ			2	教免必修	
英語科教育法Ⅱ			2	教免必修	
英語科教育法Ⅲ			2	教免必修	
英語科教育法Ⅳ			2	教免必修	
言語習得論			2	教免選択	

【国際文化学部国際文化学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備考	
		必修	選択		
専門教育科目 (コース共通科目)	言語教育 言語教育	日本語教育概論		2	
		日本語教育講義Ⅰ		2	
		日本語教育講義Ⅱ		2	
		日本語教育講義Ⅲ		2	
		日本語教育実習		2	
	日本語学系	日本語学概論		2	
		日本語学講義Ⅰ		2	
		日本語学講義Ⅱ		2	
		日本語学講義Ⅲ		2	
	長崎学系	長崎史		2	
		長崎文化学		2	
		現代長崎学		2	
	音楽系	音楽理論基礎		2	
		音楽表現Ⅰ		2	
		音楽表現Ⅱ		2	
		音楽史		2	
		音楽メディア研究		2	
		アートマネジメント論		2	
	ビジネス系	情報実務総論		2	
		情報リテラシー		2	
		政治学		2	
		経済学		2	
		キャリアデザイン実習Ⅰ		2	
		エアライン・ホスピタリティ講座		2	
		広告論		2	
		経営学		2	
		民事法		2	
		地域・行政と法		2	

【国際文化学部国際文化学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備考	
		必修	選択		
専門教育科目 (コース共通科目)	ビジネス系	ビジネスコンピューティング		2	
		地域マネジメント論		2	
	海外活動	海外ボランティア活動A		2	
		海外ボランティア活動B		2	
		海外インターンシップA		2	
		海外インターンシップB		2	
	外国人留学生対象科目	アカデミック・ジャパニーズ I a		2	留学生のみ履修可能 専門教育科目としてカウントする。
		アカデミック・ジャパニーズ I b		2	
		アカデミック・ジャパニーズ I c		2	
		アカデミック・ジャパニーズ II a		2	
		アカデミック・ジャパニーズ II b		2	
		アカデミック・ジャパニーズ II c		2	
		アカデミック・ジャパニーズ III a		2	
		アカデミック・ジャパニーズ III b		2	
アカデミック・ジャパニーズ IV a			2		
アカデミック・ジャパニーズ IV b			2		
専門教育科目 (コース専門科目)	英語コミュニケーションコース	Academic English I		2	教免必修
		Academic English II		2	教免必修
		Academic English III		1	教免必修
		Academic English IV		1	教免必修
		Academic English V		1	
		Academic English VI		1	
		Academic English VII		1	
		Academic English VIII		1	
		Paragraph Writing		2	
		English Media Literacy		2	
		Essay Writing		2	
		Academic Writing		2	教免必修
		English Pronunciation		2	教免必修
		Advanced Reading I		1	

【国際文化学部国際文化学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備考	
		必修	選択		
英語 コミュニケーション コース	Advanced Reading II		1		英語コミュニケーション コース必修
	Advanced Reading III		1		
	Advanced Reading IV		1		
	英語コミュニケーション特講		2		
	英語コミュニケーション専門セミナー I		2		
	英語コミュニケーション専門セミナー II		2		
	英語コミュニケーション専門セミナー III		2		
英語コミュニケーション専門セミナー IV		2			
専門 教育 科目 (コース 専門 科目)	日本 文化 コース	日本の文化入門		2	これらの科目から28単位 以上修得すること そのうち、8単位までは 他コース専門科目から修 得することができる
		古典文学の概要を学ぶ		2	
		現代文学の概要を学ぶ		2	
		日本史の概要を学ぶ I		2	
		日本史の概要を学ぶ II		2	
		日本文学特論 I		2	
		日本文学特論 II		2	
		日本文化史特論 I		2	
		日本文化史特論 II		2	
		コンテンツ創作		2	
		サブカルチャー論		2	
		メディアのための文章表現		2	
		日本文化のフィールドワーク		2	
		アナウンストレーニング		2	
		日本文化特論		2	
地域 コー ピジ ネ	マーケティング論	カルチュラル・スタディーズ I		2	日本文化コース必修
		カルチュラル・スタディーズ II		2	
		カルチュラル・スタディーズ III		2	
		カルチュラル・スタディーズ IV		2	
地域 コー ピジ ネ	マスコミュニケーション論	マーケティング論		2	
		マスコミュニケーション論		2	
		簿記・会計論		2	

【国際文化学部国際文化学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備考	
		必修	選択		
専門教育科目 (コース共通科目)	地域・ビジネスコース	地域経済学		2	これらの科目から28単位以上修得すること そのうち、8単位までは他コース専門科目から修得することができる
		ビジネスデータ分析		2	
		観光学		2	
		公共経営論		2	
		女性起業論		2	
		キャリアデザイン実習Ⅱ		8	
		まちづくりプログラムⅠ		2	
		まちづくりプログラムⅡ		2	
		地域・ビジネス特講		2	
		地域・ビジネスセミナーⅠ		2	
	地域・ビジネスセミナーⅡ		2		
	地域・ビジネスセミナーⅢ		2		
	地域・ビジネスセミナーⅣ		2		

【健康生活学部食生活健康学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備考	
		必修	選択		
専門基礎科目	社会と健・康・環境	健康生活概論	2		
		公衆衛生学	2		
		健康管理概論	2		
	人体の構造と機能・疾病の成り立ち	生化学	2		
		生化学実験	1		
		病態生理・生化学	2		
		人体構造・機能論Ⅰ	2		
		人体構造・機能実験Ⅰ	1		
		人体構造・機能論Ⅱ	2		
		人体構造・機能実験Ⅱ	1		
		運動生理学	2		
		健康体力学実習	1		
		臨床医学概論	2		
		臨床医学実験	1		
		病理学	2		
		微生物学		1	
	薬理学		1		
	食べ物と健康	食品学Ⅰ	2		
		食品学実験	1		
		食品衛生学	2		
		食品学Ⅱ	2		
		食品衛生学実験	1		
		食品加工学	2		
		調理学	2		
		調理学実習Ⅰ	1		
		調理学実習Ⅱ	1		
		食事設計実習	1		
	関連科目	化学	2		
		情報処理演習	1		
		人体構造機能特論	2		
		食事設計論	2		
		身体運動のメカニズム		2	
		保健機能食品学		1	
Nutritional English			1		
Human Biology			2		

【健康生活学部食生活健康学科 専門教育科目】

		授業科目の名称	単位		備考
			必修	選択	
専門科目	基礎栄養学	栄養学	2		
		栄養学実験	1		
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2		
		応用栄養学実習	1		
		応用栄養学Ⅱ	2		
		運動栄養学	2		
	栄養教育論	カウンセリング論	2		
		栄養教育論Ⅰ	2		
		栄養教育論Ⅱ	2		
		栄養教育論演習	1		
		栄養教育論実習	1		
	臨床栄養学	臨床検査医学	2		
		臨床栄養学Ⅰ	2		
		臨床栄養学Ⅱ	2		
		臨床栄養学実習	1		
		臨床栄養教育実習	1		
		臨床栄養評価・管理論	2		
		臨床栄養評価・管理実習	1		
	公衆栄養学	健康栄養情報管理論	2		
		公衆栄養学	2		
		公衆栄養学実習	1		
	給食経営管理論	給食運営論	2		
		給食経営管理論	2		
		給食経営管理実習	1		
	運動教育・実践学	健康運動指導実習Ⅰ（水泳、水中運動）		1	集中
		健康運動指導実習Ⅱ（エアロビックダンス）		1	
		スポーツ傷害と救急処置		1	
		運動処方		1	
		健康運動指導演習Ⅰ		1	
		健康運動指導演習Ⅱ		1	
	総合演習	臨地実習事前事後指導Ⅰ	0.5		
		臨地実習事前事後指導Ⅱ	0.5		
		管理栄養士総合演習Ⅰ	1		
管理栄養士総合演習Ⅱ		1			

【健康生活学部食生活健康学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備考		
		必修	選択			
専門科目	臨地実習	給食経営管理臨地実習	1	}	選択必修	
		臨床栄養臨地実習	2			
		臨床栄養学活動臨地実習	1			
		公衆栄養学活動臨地実習	1			
	関連科目	中薬食事療法		2	}	教免必修
		学校栄養教育論		2		
		学校栄養指導論		2		
		セミナーⅠ		1		
		セミナーⅡ		1		
		セミナーⅢ		1		
		総合講座Ⅰ		2		
		総合講座Ⅱ		2		
		総合講座Ⅲ		2		
		学科特別講座Ⅰ（専門基礎科目）		2		
		学科特別講座Ⅱ（専門科目）		2		
		学科特別講座Ⅲ（管理栄養士総まとめ）	2			
海外研修		2				

【健康生活学部生活デザイン学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備 考
		必修	選択	
専門基礎科目	デザイン論	2		※選択必修 教免必修
	デッサン	2		
	環境論		2	
	基礎製図	2		
	建築製図		2	
	商品企画論		2	
	デザインマネージメント		2	
	デザインプレゼンテーション		2	
専門科目	色彩論		2	※選択必修
	造形論		2	
	造形演習		1	
	絵画表現		1	
	芸術・文化論		2	
	ビジュアルデザイン論		2	※選択必修
	プロダクトデザイン論		2	※選択必修
	プロダクトデザインⅠ		2	
	プロダクトデザインⅡ		2	
	プロダクトデザイン演習		1	
	CGデザインⅠ	1		
	CGデザインⅡ		1	
	グラフィックデザイン		1	
	WebデザインⅠ		2	
	WebデザインⅡ		2	
	情報デザイン		2	
	WebプログラミングⅠ		1	
	WebプログラミングⅡ		1	
	メディアデザイン		1	
	陶芸		2	
	建築史		2	
	インテリアデザイン		2	
	インテリアコーディネート		2	
	ユニバーサルデザイン		2	
	建築製図CAD		2	※選択必修
	空間デザイン		2	
	ランドスケープデザイン論		2	
	クラフトデザインⅠA		1	
	クラフトデザインⅠB		1	
	クラフトデザインⅡ		1	
	アパレルデザイン		2	
	テキスタイルデザイン実習Ⅰ		1	
テキスタイルデザイン実習Ⅱ		1		

【健康生活学部生活デザイン学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	染色学		2	教免必修 子ども学科と同時開講 特別開講 集中(隔年)
	被服学実験・実習Ⅰ		1	
	被服学実験・実習Ⅱ		1	
	アパレル科学	2		
	ファッションデザイン演習		2	
	ファッション製作実習		2	
	建築環境工学		2	
	建築計画	2		
	建築設備		2	
	住居構造学		2	
	建築構造学		2	
	建築構造力学Ⅰ		2	
	建築構造力学Ⅱ		2	
	建築生産		2	
	建築材料学		2	
	建築法規		2	
	建築デザインⅠ		2	
	建築デザインⅡ		2	
	家庭経営学		2	
	家族関係学		2	
	食物学		2	
	調理実習		2	
	保育学		2	
	看護・介護概論		1	
	家庭電気・機械		2	
	家庭科教育法Ⅰ		2	
	家庭科教育法Ⅱ		2	
	家庭科教育法Ⅲ		2	
	家庭科教育法Ⅳ		2	
	デザインと英語Ⅰ		2	
	デザインと英語Ⅱ		2	
	学科特別講義		2	
学科特別演習		1		
生活デザイン研修		2		
学科専門セミナーⅠ	2			
学科専門セミナーⅡ	2			
学科専門セミナーⅢ	2			
学科専門セミナーⅣ	2			
卒業研究	4			

<重要>備考欄の※印は、選択必修科目を示し、これら6科目（12単位）中、6単位以上を必ず取得すること。

（注）「食品学Ⅰ」（食生活健康学科開講）は教免選択（中高一種・家庭）

◇履修条件1：家庭科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは教職課程履修対象科目。ただし、教職課程を履修していない者が、履修を希望し、学科が特に認めた場合は、履修することができる。

【健康生活学部子ども学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備 考	
		必修	選択		
専門基盤科目	学科基盤科目	子ども学入門	2		
		子どもと社会	2		
		子どもと人権	2		
		Childcare English I	1		
		Childcare English II	1		
		Childcare English III	1		
		Childcare English IV	1		
専門科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	教免必修 (幼)	
		教育原理	2	教免必修 (幼)	
		子ども家庭福祉	2		
		社会福祉	2		
		社会的養護 I	2		
		子ども家庭支援論		2	
		保育者論		2	教免必修 (幼)
	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	2		教免必修 (幼)
		子どもの理解と援助		2	教免必修 (幼)
		子ども家庭支援の心理学		2	教免必修 (幼)
		子どもの保健	2		
		子どもの食と栄養	2		
	保育の内容・方法に関する科目	保育・教育課程論		2	教免必修 (幼)
		保育内容総論		2	教免必修 (幼)
		子どもと健康	2		教免必修 (幼)
		子どもと人間関係		2	教免必修 (幼)
		子どもと環境		2	教免必修 (幼)
		子どもと言葉		2	教免必修 (幼)
		子どもと表現		2	教免必修 (幼)
		保育内容の指導法 (健康)		2	教免必修 (幼)
		保育内容の指導法 (人間関係)		2	教免必修 (幼)
		保育内容の指導法 (環境)		2	教免必修 (幼)
		保育内容の指導法 (言葉)		2	教免必修 (幼)
		保育内容の指導法 (表現)		2	教免必修 (幼)
		乳児保育 I		2	
		乳児保育 II		1	
		子どもの健康と安全	1		
		特別支援教育論	2		教免必修 (幼)
特別支援教育演習		2		教免必修 (幼)	
社会的養護 II			1		
子育て支援			1		
保育実習		保育実習 I		4	} 保育士資格必修
	保育実習指導 I		2		
	保育実習 II		2	} 保育士資格選択必修	
	保育実習指導 II		1		
	保育実習 III		2		
	保育実習指導 III		1		

【健康生活学部子ども学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備 考	
		必修	選択		
専門科目	総合演習	保育・教職実践演習		2	保育士資格・幼稚園教諭免許必修
	セミナー	3年セミナーa	1		
		3年セミナーb	1		
		4年セミナーa	1		
		4年セミナーb	1		
		卒業論文・制作		6	
幼児教育コース専門科目	幼児教育科目	家族関係学		2	
		音楽表現Ⅰ		1	
		音楽表現Ⅱ		1	
		音楽表現Ⅲa		1	
		音楽表現Ⅲb		1	
		音楽表現Ⅳ		1	
		造形表現		1	
		教育制度論		2	教免必修(幼)
		教育相談の理論		1	教免必修(幼)
		教育方法学		2	教免必修(幼)
		基礎実習		1	幼稚園教諭免許取得希望のものは、必ず基礎実習を修得すること
	幼稚園教育実習		5	教免必修(幼)	
	多文化教育科目	Multicultural Education and Support		2	
		Introduction to Multiculturalism		2	英語学科と同時開講
		異文化コミュニケーション論		2	
		海外研修		2	
		English Pronunciation		2	英語学科と同時開講
		発音リズム法		2	
		English Picture Book Studies		2	
		Teaching Young Learners Workshop Ⅰ		2	
		Teaching Young Learners Practice Ⅰ		1	
		Teaching Young Learners Workshop Ⅱ		2	
Teaching Young Learners Practice Ⅱ			1		
Reading Activities Ⅰ		2			
Reading Activities Ⅱ		2			

【健康生活学部子ども学科 専門教育科目】

授業科目の名称		単位		備 考	
		必修	選択		
養護教諭コース専門科目	学校保健科目	養護概説		2	教免必修(養)
		健康相談の理論と方法		2	教免必修(養)
		学校保健		2	教免必修(養)
		健康教育活動の研究Ⅰ		1	教免必修(養)
		健康教育活動の研究Ⅱ		1	
		健康相談と教育相談		2	
		学校安全		2	
		学校保健管理		2	教免必修(養)
		養護活動論		2	教免必修(養)
		教職演習Ⅰ		1	
		教職演習Ⅱ		1	
		教育社会学		2	
	医学に関する科目	栄養学		2	教免必修(養)
		公衆衛生学		2	教免必修(養)
		薬理学		1	教免必修(養)
		微生物学		1	教免必修(養)
		精神保健		2	教免必修(養)
		予防医学		2	教免必修(養)
		解剖生理学Ⅰ		2	教免必修(養)
		解剖生理学Ⅱ		2	
		小児保健		2	教免必修(養)
		思春期・青年期の保健		2	
	看護に関する科目	看護学Ⅰ		2	教免必修(養)
		看護学Ⅱ		2	教免必修(養)
		救急法		1	教免必修(養)
		看護技術演習Ⅰ		2	教免必修(養)
		看護技術演習Ⅱ		2	
		看護臨床実習		3	教免必修(養)

【看護学部看護学科 専門分野】

授業科目の名称		単位		備考	
		必修	選択		
看護学基礎分野	人体・病態治療学系	人体の構造と機能Ⅰ（骨・筋・血液・循環器、呼吸器、消化器、内分泌、泌尿器、生殖器）	2		
		人体の構造と機能Ⅱ（脳・神経、感覚器、運動器）	1		
		栄養代謝学	1		
		臨床薬理学	2		
		微生物・感染症学	1		
		病理学総論	1		
		臨床病態治療学Ⅰ（全身性、呼吸器、循環器）	1		
		臨床病態治療学Ⅱ（消化器、代謝・内分泌、血液・造血、アレルギー・膠原病）	1		
		臨床病態治療学Ⅲ（腎・泌尿器、脳・神経、運動器、感覚器）	1		
		臨床病態治療学Ⅳ（精神病態、老年病態、放射線病態治療）	2		
		女性臨床病態治療学	2		
	小児臨床病態治療学	1			
	看護情報学系	看護医療情報学		1	
看護医療英語Ⅰ			1		
看護医療英語Ⅱ			1		
看護医療と法規		1			
健康・生活情報系	社会福祉学	1			
	公衆衛生学	1		*保	
	公衆衛生看護学概論Ⅰ		1	*保	
	健康教育学	2		*保	
	疫学・保健統計Ⅰ	2		*保	
看護学専門分野	基礎看護学系	看護学概論	2		
		看護コミュニケーション論	1		
		看護倫理	1		
		基礎看護技術Ⅰ（看護共通技術）	1		
		基礎看護技術Ⅱ（生活の理解と援助）	2		
		基礎看護技術Ⅲ（複合援助技術）	1		
		基礎看護技術Ⅳ（診療支援技術）	1		
		看護過程演習	1		
		フィジカルアセスメント	1		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		
		基礎看護学実習Ⅱ（看護過程）	2		
	臨床看護学系	成人看護学概論	1		
		成人看護学方法論Ⅰ（急性期）	2		
		成人看護学方法論Ⅱ（慢性期・終末期）	2		
成人看護学方法論Ⅲ（救急看護クリティカル・回復期）		1			
成人看護学方法論Ⅳ（看護過程展開・臨床看護技術）		1			

【看護学部看護学科 専門分野】

授業科目の名称		単位		備考	
		必修	選択		
看護学専門分野	臨床看護学系	成人看護学実習Ⅰ（急性期・周手術期）	3		
		成人看護学実習Ⅱ（慢性期・終末期）	3		
		高齢者看護学概論	1		
		高齢者看護学方法論	2		
		高齢者看護学方法論演習	1		
		高齢者看護学実習	2		
		小児看護学概論	1		
		小児看護学方法論	2		
		小児看護学方法論演習	1		
		小児看護学実習	2		
		母性看護学概論	1		
		母性看護学方法論	2		
		母性看護学方法論演習	1		
		母性看護学実習	2		
		精神看護学概論	1		
		精神看護学方法論	2		
		精神看護学方法論演習	1		
		精神看護学実習	2		
		在宅看護学概論	1		
		在宅看護学方法論	2		
	在宅看護学方法論演習	1			
	在宅看護学実習	2			
	地域・在宅看護概論	1			
	地域・在宅看護方法論	1			
	地域・在宅看護論実習Ⅰ	1			
	地域・在宅看護論実習Ⅱ	1			
	共通・基盤系	家族看護学		1	*保
		看護管理論Ⅰ	1		
		看護管理論Ⅱ	1		*保
医療安全管理論		1			
チーム医療論		1			
災害看護学			1		
看護研究Ⅰ		1			
看護研究Ⅱ		1			
看護研究Ⅲ		1			
卒業研究		2			
キャリア支援Ⅰ（スタートアップ）		1			
キャリア支援Ⅱ（ディベロップ）			1		
看護学統合系	リハビリテーション看護		1		
	救急看護・クリティカルケア		1		
	エンドオブライフケア論		1		
	看護シミュレーション		1		
	国際保健		1		
	看護学統合実習	2			

【看護学部看護学科 専門分野】

授業科目の名称		単位		備 考	
		必修	選択		
保健師 選択 コース	公衆衛生看護学系	疫学・保健統計Ⅱ		2	保健師選択コースを履修する 学生は、公衆衛生看護学系科目 23単位を修得すること (定員15名) *保は保健師選択コース に必要な科目 いずれか選択必修
		保健医療福祉行政論		2	
		公衆衛生看護学概論Ⅱ		1	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ (対象別支援)		2	
		公衆衛生看護活動論Ⅱ (集団・組織の支援)		2	
		公衆衛生看護方法論Ⅰ (保健指導)		2	
		公衆衛生看護方法論Ⅱ (地域診断)		2	
		公衆衛生看護方法論Ⅲ (技術演習)		2	
		公衆衛生看護学管理論		2	
		公衆衛生看護学実習Ⅰ (行政)		4	
		公衆衛生看護学実習Ⅱ (学校保健)		2	
		公衆衛生看護学実習Ⅲ (産業保健)		2	

【教育の基礎的理解に関する科目等（中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状）】

施行規則に定める科目区分等			授業科目	種別	配当年次	単位	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	講義	1前	2	教免必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	講義	1後	2	教免必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	講義	3後	2	教免必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育法学	講義	1前	2	教免必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学	講義	2後	2	教免必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		特別支援教育論	講義	2前	1	教免必修
			教育課程論	講義	3前	1	教免必修
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等の指導方法及び教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳の理論及び指導法	講義	3前	2	教免必修 (中一種のみ)
	総合的な学習の時間の指導法（中） 総合的な探究の時間の指導法（高）		総合的な学習の時間の指導法	講義	3後	2	教免必修
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	講義	2前	1	教免必修
	教育の方法及び技術		教育方法学	講義	2前	2	教免必修
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		ICT活用の理論と実践	演習	2後	1	教免必修
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導の理論と方法	講義	2後	2	教免必修 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談の理論	講義	3後	2	教免必修
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習a	実習	4前後	5	中一種必修、高一種選択必修 事前事後指導1単位を含む。
			教育実習b	実習		3	高一種必修 事前事後指導1単位を含む。
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	演習	4後	2	教免必修
大学が独自に設定する科目			介護等体験	実習	3前	1	教免必修 (中一種のみ)

※教育職員免許状を得ようとする者は、上記の表から中一種免は32単位、高一種免は27単位以上を修得する。
その他、教科及び教科の指導法に関する科目については、該当の校種、教科により記載のとおり修得すること。

【教育の基礎的理解に関する科目等（栄養教諭一種免許状）】

施行規則に定める科目区分等			授業科目	種別	配当年次	単位	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	講義	1前	2	教免必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	講義	1後	2	教免必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	講義	3後	2	教免必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	講義	2後	2	教免必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	講義	2前	1	教免必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	講義	3前	1	教免必修
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間、教育相談の時間等に関する科目及び	道徳の理論	6	道徳の理論	講義	3前	1	教免必修
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		総合的な学習の時間の指導法	講義	3後	2	教免必修
	特別活動論		特別活動論	講義	2前	1	教免必修
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法学	講義	2後	1	教免必修
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	講義	2後	1	教免必修
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談の理論	講義	3後	1	教免必修
関する実践科目	栄養教育実習	2	学校栄養教育実習	実習	4前後	2	教免必修 事前事後指導1単位を含む。
	教職実践演習	2	教職実践演習（栄養）	演習	4後	2	教免必修

※教育職員免許状を得ようとする者は、上記の表から21単位を修得する。
 その他、栄養に係る教育に関する科目については、該当の校種、教科により記載のとおり修得すること。

【教育の基礎的理解に関する科目等（養護教諭一種免許状）】

施行規則に定める科目区分等			授業科目	種別	配当年次	単位	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	講義	1前	2	教免必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	講義	1後	2	教免必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	講義	3後	2	教免必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育法学	講義	1前	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学	講義	2後	2	教免必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		特別支援教育論	講義	2前	1	教免必修
			教育課程論	講義	3前	1	教免必修
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間、教育相談等の時間等に関する内容及び	道徳の理論	6	道徳の理論	講義	3前	1	教免必修
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		総合的な学習の時間の指導法	講義	3後	2	教免必修
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		特別活動論	講義	2前	1	教免必修
	生徒指導の理論及び方法		教育方法学	講義	2後	1	教免必修
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		生徒指導論	講義	2後	2	教免必修
			教育相談の理論	講義	3後	1	教免必修
関する実践科目に	養護実習	5	養護実習	実習	4前後	5	教免必修 事前事後指導1単位を含む。
	教職実践演習	2	教職実践演習（養護）	演習	4後	2	教免必修 （養護のみ）

※教育職員免許状を得ようとする者は、上記の表「必修」から25単位以上を修得する。
 その他、養護に関する科目については、該当の校種、教科により記載のとおり修得すること。

【教育の基礎的理解に関する科目等（幼稚園教諭一種免許状）】

施行規則に定める科目区分等			授業科目	種別	配当年次	単位	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	保育原理	講義	1前	2	教免必修
			教育原理	講義	1前	2	教免必修
			保育者論	講義	2後	2	教免必修
			教育制度論	講義	3前	2	教免必修
			子ども家庭支援の心理学	講義	2前	2	教免必修
			発達心理学	講義	1後	2	教免必修
			特別支援教育論	講義	2前	2	教免必修 障害児保育を含む。
			特別支援教育演習	講義	2後	2	教免必修 障害児保育を含む。
保育・教育課程論	講義	2後	2	教免必修			
専門道徳、教育指導的等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	教育方法学	講義	2後	2	教免必修
			子どもの理解と援助	講義	3前	2	教免必修
			教育相談の理論	講義	3後	1	教免必修
関する実践科目	教育実習	5	幼稚園教育実習	実習	3前後	5	教免必修 事前事後指導1単位を含む。
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習	演習	4後	2	教免必修

※教育職員免許状を得ようとする者は、上記の表から30単位を修得する。
その他、領域および保育内容の指導法に関する科目については、該当の校種、教科により記載のとおり修得すること。

【日本語教員養成課程に関する科目】（国際文化学部）

領域		授業科目の名称	単 位		備考
			必修	選択	
社会・文化・地域	①世界と日本 ②異文化接触	文化と社会		2	2単位以上
		アジアの文化		2	
		Comparative Cultural Studies		2	
		Japanese Culture Studies I		2	
		Japanese Culture Studies II		2	
		多文化共生論		2	
	文化人類学		2		
	③日本語教育の歴史と現状	日本語教育概論	2		
言語と社会	④言語と社会の関係	日本語教育講義II	2		4単位以上
	⑤言語使用と社会 ⑥異文化コミュニケーションと社会	日本語学講義III	2		
		国際コミュニケーション論		2	
		異文化コミュニケーション論		2	
		時事英語演習		2	
		翻訳入門		2	
言語と心理	⑦言語理解の過程 ⑧異文化理解と心得	日本語教育講義III Multicultural Education and Support	2 2		4単位以上
	⑨言語習得・発達	言語習得論	2		
	言語と教育	⑩言語教育法・実習	日本語教育実習	2	
⑪異文化間教育とコミュニケーション教育		日本語教育講義I	2		
⑫言語教育と情報		日本語学概論	2		
言語	⑬言語の構造一般 ⑭日本語の構造	言語学入門		2	6単位以上
		日本語学講義I	2		
	⑮言語研究	日本語学講義II	2		
		英語の発想と表現		2	
		言語の意味と構造		2	
	⑯コミュニケーション能力	国際文化入門	2		

※必修科目より16単位、選択科目より10単位以上、計26単位以上修得すること。
（すべての領域から科目を履修すること）

【司書教諭に関する科目】

授業科目	単位	備考
学校経営と学校図書館	2	
学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	隔年開講
読書と豊かな人間性	2	隔年開講
情報メディアの活用	2	隔年開講
合計	10	

※同時に中学校教諭一種免許状または、高等学校教諭一種免許状を取得する必要があります。

【図書館司書課程に関する科目】

法令上の科目		授業科目	単位	備考
基礎科目	生涯学習概論	生涯学習概論	2	
	図書館概論	図書館概論	2	
	図書館情報技術論	図書館情報技術論	2	学校司書課程と同時開講
	図書館制度・経営論	図書館制度・経営論	2	
図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	情報サービス論	2	学校司書課程と同時開講
	児童サービス論	児童サービス論	2	
	情報サービス演習	情報サービス演習Ⅰ	1	学校司書課程と同時開講
		情報サービス演習Ⅱ	1	学校司書課程と同時開講
図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	図書館情報資源概論	2	学校司書課程と同時開講
	情報資源組織論	情報資源組織論	2	学校司書課程と同時開講
	情報資源組織演習	情報資源組織演習Ⅰ	1	学校司書課程と同時開講
		情報資源組織演習Ⅱ	1	学校司書課程と同時開講
(2科目選択)	図書館基礎特論	図書館基礎特論	2	学校司書課程と同時開講
	図書館サービス特論	図書館サービス特論	2	学校司書課程と同時開講
	図書館情報資源特論	絵本学	2	
	図書・図書館史	図書及び図書館史	1	
	図書館実習	図書館実習	1	
資格取得のための最低単位数			15科目24単位以上 (必修22単位+選択必修2単位以上)	

【上級情報処理士】

領域	授業科目名	単位		備考	
		必修	選択		
領域1 情報社会において情報を適切に扱う知識・技能・働く能力を持ち、他者への思いやりをもった実務を論理的・倫理的に実践する重要性を理解している。	情報処理基礎	2		必修 2単位	総 修 得 単 位 数 2 4 単 位 以 上
	教養セミナー		1		
	キャリアデザインセミナー		1		
	情報リテラシー		2		
領域2 情報科学の知識と技能を理解・修得した上で、それらを実務に適切に活用する実践力を有し、成果を出すことができる。	情報実務総論	2		必修 4単位	
	ビジネスコンピューティング	2			
	データサイエンス入門		2		
	ビジネスデータ分析		2		
	ビジネスプログラミング		2		
領域3 情報社会において、対象となる課題を発見・分析し、客観的に捉え、創造的に解決する基本能力を身につけている。	地域マネジメント論	2		必修 2単位	
	キャリア形成講座		2		
	インターンシップ		2		
	マスコミュニケーション論		2		
	キャリアデザイン実習 I		2		
	グローバル企業を知る		2		

【情報処理士】

領域	授業科目名	単位		備考	
		必修	選択		
領域1 情報社会において情報を適切に扱う基礎的知識と技能を持ち、他者への思いやりをもって協働できる働く基本能力を身につけている。	情報処理基礎	2		必修 2単位	総 修 得 単 位 数 1 0 単 位 以 上
	情報実務総論		2		
	情報リテラシー		2		
領域2 情報科学の知識と技能を理解・修得した上で、それらを実務に適切に活用することができる。	教養セミナー	1		必修 2単位	
	キャリアデザインセミナー	1			
	キャリア形成講座		2		
領域3 情報社会において、対象となる課題を発見・分析し、客観的に捉え、創造的に解決することの重要性を理解している。	ビジネスコンピューティング	2		必修 2単位	
	インターンシップ		2		
	グローバル企業を知る		2		
	キャリアデザイン実習 I		2		

【学校司書課程に関する科目】

法令上の科目	授業科目	単位	備考	
・学校 図書館 サービス 館の運 営の管 理 科目	学校図書館概論	学校経営と学校図書館	2	司書教諭と同時開講
	図書館情報技術論	図書館情報技術論	2	司書課程と同時開講
	図書館情報資源概論	図書館情報資源概論	2	司書課程と同時開講
	情報資源組織論	情報資源組織論	2	司書課程と同時開講
	情報資源組織演習	情報資源組織演習Ⅰ	1	司書課程と同時開講
		情報資源組織演習Ⅱ	1	司書課程と同時開講
	学校図書館サービス論	図書館サービス特論	2	司書課程と同時開講
	学校図書館情報サービス論	情報サービス論	2	司書課程と同時開講
		情報サービス演習Ⅰ	1	司書課程と同時開講
情報サービス演習Ⅱ		1	司書教課程と同時開講	
育 児 支 援 生 徒 関 係 科 目	学校教育概論	教育原理	2	教免（中高）と同時開講
		教育心理学	2	教免（中高）と同時開講
	学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2	司書教諭と同時開講 隔年開講
	読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	2	司書教諭と同時開講 隔年開講
合計			24	

※上記24単位を修得すること。

※教職課程または図書館司書課程の履修手続きが必要。

教育職員免許状

学 部	学 科	取得できる教育職員免許状の種類	免許科目
国際文化学部	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
健康生活学部	食生活健康学科	栄養教諭一種免許状	
	生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
	子ども学科	養護教諭一種免許状	
幼稚園教諭一種免許状			

学則の変更事項を記載した書類

【 変更の事由 】

2024年度より、従来の国際文化学部英語学科、日本文化学科の2学科から、国際文化学部国際文化学科の1学科へと学科編成、教育課程を変更するため。また、音楽学部は2023年度をもって募集を停止する。

【 変更点 】

1) 第2条、国際文化学部の学科構成を次のとおり変更する。

国際文化学部：英語学科、日本文化学科 → 国際文化学部：国際文化学科
音楽学部：音楽学科 → 削除

2) 第4条、入学定員、収容定員を次のとおり変更する。

	入学定員	収容定員			入学定員	収容定員
国際文化学部			→	国際文化学部		
英語学科	40名	160名		国際文化学科	70名	280名
日本文化学科	40名	160名				
音楽学部			→	削除		
音楽学科	35名	140名		削除		

3) 第8条、(5) 司書教諭に関する科目、(6) 図書館司書課程に関する科目、(8) 学校司書課程に関する科目から、音楽学部を削除。

4) 第9条、本学の教育課程のうち、国際文化学部の教養教育科目を一部変更。国際文化学部英語学科及び日本文化学科の専門教育科目を削除し、国際文化学部国際文化学科の専門教育科目を追加する。また、音楽学部音楽学科の専門教育科目を削除する。

5) 第12条、卒業までの修得単位から、音楽学部を削除。

6) 第12条1、教養教育科目の修得単位から、音楽学部を削除。

7) 第12条2、国際文化学部専門教育科目の英語学科及び日本文化学科の履修方法を削除し、国際文化学部国際文化学科の履修方法を追加する。

8) 第12条3、音楽学部専門教育科目を削除する。以後の項目番号を一つずつ繰り上げる。

9) 第13条2、取得可能な教育職員免許状の種類一覧のうち、国際文化学部の学科構成を変更する。また、音楽学部で取得できる教育職員免許状の種類、免許科目を削除。

10) 第13条の11、音楽学部募集停止に伴い、全国音楽療法士養成に関する条文を削除。

- 11) 第 18 条、国際文化学部英語学科卒業生の学士（英語）、国際文化学部日本文化学科卒業生の学士（日本文化）を削除し、国際文化学部国際文化学科の学士（国際文化）を追加する。また、音楽学部卒業生学士（音楽）を削除する。
- 12) 附則 45 を追加する。
- 13) 附則 45 の別表のうち、国際文化学部の学科名を「国際文化学科」と表記する。

以 上

2024（令和6）年度 活水女子大学学則（案）新旧対照表

新	旧																																																			
<p>第1章 目的及び使命 （略）</p> <p>第2章 学部構成</p> <p>第2条 本学に国際文化学部、健康生活学部及び看護学部を置く。その構成は、次のとおりとする。</p> <p>国際文化学部：<u>国際文化学科</u></p> <p>健康生活学部：食生活健康学科、 生活デザイン学科、子ども学科</p> <p>看護学部：看護学科</p> <p>第3章 修業年限及び収容定員</p> <p>第3条 （略）</p> <p>第4条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学 部</th> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際文化学部</td> <td><u>国際文化学科</u></td> <td style="text-align: center;"><u>70名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>280名</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康生活学部</td> <td>食生活健康学科</td> <td style="text-align: center;">60名</td> <td style="text-align: center;">240名</td> </tr> <tr> <td>生活デザイン学科</td> <td style="text-align: center;">35名</td> <td style="text-align: center;">140名</td> </tr> <tr> <td>子ども学科</td> <td style="text-align: center;">45名</td> <td style="text-align: center;">180名</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td style="text-align: center;">75名</td> <td style="text-align: center;">300名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 学年、学期及び休業 （略）</p> <p>第5章 教育課程</p> <p>第8条 本学に次の授業科目を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教養教育科目 (2) 専門教育科目 (3) 教職に関する科目 (4) 日本語教員養成課程に関する科目（国際文化学部） (5) 司書教諭に関する科目（国際文化学部、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科） (6) 図書館司書課程に関する科目（国際文化学部、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科） 	学 部	学 科	入学定員	収容定員	国際文化学部	<u>国際文化学科</u>	<u>70名</u>	<u>280名</u>	健康生活学部	食生活健康学科	60名	240名	生活デザイン学科	35名	140名	子ども学科	45名	180名	看護学部	看護学科	75名	300名	<p>第1章 目的及び使命 （略）</p> <p>第2章 学部構成</p> <p>第2条 本学に国際文化学部、健康生活学部及び看護学部を置く。その構成は、次のとおりとする。</p> <p>国際文化学部：<u>英語学科</u>、<u>日本文化学科</u></p> <p><u>音楽学部</u>：<u>音楽学科</u></p> <p>健康生活学部：食生活健康学科、 生活デザイン学科、子ども学科</p> <p>看護学部：看護学科</p> <p>第3章 修業年限及び収容定員</p> <p>第3条 （略）</p> <p>第4条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学 部</th> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際文化学部</td> <td><u>英語学科</u></td> <td style="text-align: center;"><u>40名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>160名</u></td> </tr> <tr> <td><u>日本文化学科</u></td> <td style="text-align: center;"><u>40名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>160名</u></td> </tr> <tr> <td><u>音楽学部</u></td> <td><u>音楽学科</u></td> <td style="text-align: center;"><u>35名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>140名</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康生活学部</td> <td>食生活健康学科</td> <td style="text-align: center;">60名</td> <td style="text-align: center;">240名</td> </tr> <tr> <td>生活デザイン学科</td> <td style="text-align: center;">35名</td> <td style="text-align: center;">140名</td> </tr> <tr> <td>子ども学科</td> <td style="text-align: center;">45名</td> <td style="text-align: center;">180名</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td style="text-align: center;">75名</td> <td style="text-align: center;">300名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 学年、学期及び休業 （略）</p> <p>第5章 教育課程</p> <p>第8条 本学に次の授業科目を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教養教育科目 (2) 専門教育科目 (3) 教職に関する科目 (4) 日本語教員養成課程に関する科目（国際文化学部） (5) 司書教諭に関する科目（国際文化学部、<u>音楽学部</u>、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科） (6) 図書館司書課程に関する科目（国際文化学部、<u>音楽学部</u>、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科） 	学 部	学 科	入学定員	収容定員	国際文化学部	<u>英語学科</u>	<u>40名</u>	<u>160名</u>	<u>日本文化学科</u>	<u>40名</u>	<u>160名</u>	<u>音楽学部</u>	<u>音楽学科</u>	<u>35名</u>	<u>140名</u>	健康生活学部	食生活健康学科	60名	240名	生活デザイン学科	35名	140名	子ども学科	45名	180名	看護学部	看護学科	75名	300名
学 部	学 科	入学定員	収容定員																																																	
国際文化学部	<u>国際文化学科</u>	<u>70名</u>	<u>280名</u>																																																	
健康生活学部	食生活健康学科	60名	240名																																																	
	生活デザイン学科	35名	140名																																																	
	子ども学科	45名	180名																																																	
看護学部	看護学科	75名	300名																																																	
学 部	学 科	入学定員	収容定員																																																	
国際文化学部	<u>英語学科</u>	<u>40名</u>	<u>160名</u>																																																	
	<u>日本文化学科</u>	<u>40名</u>	<u>160名</u>																																																	
<u>音楽学部</u>	<u>音楽学科</u>	<u>35名</u>	<u>140名</u>																																																	
健康生活学部	食生活健康学科	60名	240名																																																	
	生活デザイン学科	35名	140名																																																	
	子ども学科	45名	180名																																																	
看護学部	看護学科	75名	300名																																																	

新	旧
<p>(7) 上級情報処理士、情報処理士に関する科目 (国際文化学部)</p> <p>(8) 学校司書課程に関する科目 (国際文化学部、 健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科)</p> <p>第9条 本学の教育課程は、次のとおりとする。 別表ファイル参照</p>	<p>(7) 上級情報処理士、情報処理士に関する科目 (国際文化学部)</p> <p>(8) 学校司書課程に関する科目 (国際文化学部、 <u>音楽学部</u>、健康生活学部生活デザイン学科、子ども学科)</p> <p>第9条 本学の教育課程は、次のとおりとする。 別表ファイル参照</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第6章 履修方法及び卒業</p> <p>第10条～第11条 (略)</p> <p>第12条 本学の履修方法は次のとおりとし、国際文化学部にあつては124単位以上、健康生活学部食生活健康学科にあつては125単位以上、生活デザイン学科、子ども学科にあつては124単位以上、看護学部にあつては124単位以上を修得しなければならない。</p> <p>1 教養教育科目</p> <p>(1) 国際文化学部、健康生活学部にあつては28単位以上を、看護学部にあつては22単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。</p> <p>(2) 教育職員免許状を得ようとする者は、日本国憲法2単位を修得すること。</p> <p>2 国際文化学部専門教育科目 <u>国際文化学科</u></p> <p>(1) <u>必修科目20単位、外国語科目4単位以上、選択科目72単位以上、合計96単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。</u></p> <p>3 <u>音楽学部専門教育科目</u> 削除</p> <p>3 <u>健康生活学部専門教育科目</u> 食生活健康学科 (同右)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 履修方法及び卒業</p> <p>第10条～第11条 (略)</p> <p>第12条 本学の履修方法は次のとおりとし、国際文化学部、<u>音楽学部</u>にあつては124単位以上、健康生活学部食生活健康学科にあつては125単位以上、生活デザイン学科、子ども学科にあつては124単位以上、看護学部にあつては124単位以上を修得しなければならない。</p> <p>1 教養教育科目</p> <p>(1) 国際文化学部、<u>音楽学部</u>、健康生活学部にあつては28単位以上を、看護学部にあつては22単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。</p> <p>(2) 教育職員免許状を得ようとする者は、日本国憲法2単位を修得すること。</p> <p>2 国際文化学部専門教育科目 <u>英語学科</u></p> <p>(1) <u>外国語科目4単位、必修科目53単位、選択科目39単位以上、合計96単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。</u></p> <p><u>日本文化学科</u></p> <p>(2) <u>外国語科目4単位、必修科目22単位、選択科目70単位以上、合計96単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。</u></p> <p>3 <u>音楽学部専門教育科目</u> <u>音楽学科</u></p> <p>(1) <u>必修科目30単位、選択必修科目及び選択科目66単位、合計96単位以上を修得すること。ただし、選択科目のうち10単位まで自由科目を充当することができる。その他必要事項は別に定める。</u></p> <p>4 <u>健康生活学部専門教育科目</u> 食生活健康学科</p> <p>(1) 合計97単位以上を修得すること。ただし、選択科目については、10単位まで自由科目として認定する。その他必要事項</p>

新	旧																																																						
<p>生活デザイン学科（同右）</p> <p>子ども学科（同右）</p> <p>4 看護学部専門分野 看護学科（同右）</p> <p>第13条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。</p> <p>2 本学において、取得できる教育職員免許状は次のとおりである。</p> <p>教育職員免許状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 部</th> <th>学 科</th> <th>取得できる教育職員免許状の種類</th> <th>免許科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際文化学部</td> <td rowspan="2">国際文化学科</td> <td>中学校教諭一種免許状</td> <td>英語</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>英語</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">健康生活学部</td> <td>食生活健康学科</td> <td>栄養教諭一種免許状</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活デザイン学科</td> <td>中学校教諭一種免許状</td> <td>家庭</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>家庭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子ども学科</td> <td>養護教諭一種免許状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭一種免許状</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学 部	学 科	取得できる教育職員免許状の種類	免許科目	国際文化学部	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	英語	高等学校教諭一種免許状	英語	健康生活学部	食生活健康学科	栄養教諭一種免許状		生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状	家庭	高等学校教諭一種免許状	家庭	子ども学科	養護教諭一種免許状		幼稚園教諭一種免許状		<p>は、別に定める。</p> <p>生活デザイン学科</p> <p>(2) 必修科目 23 単位、選択必修科目 6 単位以上、および選択科目 67 単位以上、合計 96 単位以上を修得すること。ただし、選択科目のうち 10 単位まで自由科目を充当することができる。その他必要事項は、別に定める。</p> <p>子ども学科</p> <p>(3) 必修科目 37 単位、選択科目 59 単位、合計 96 単位以上を修得すること。ただし、選択科目のうち 10 単位まで自由科目を充当することができる。その他必要事項は、別に定める。</p> <p>5 看護学部専門分野 看護学科</p> <p>(1) 必修科目 96 単位、選択科目 6 単位、合計 102 単位以上を修得すること。その他必要事項は、別に定める。</p> <p>第13条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。</p> <p>2 本学において、取得できる教育職員免許状は次のとおりである。</p> <p>教育職員免許状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 部</th> <th>学 科</th> <th>取得できる教育職員免許状の種類</th> <th>免許科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国際文化学部</td> <td rowspan="2">英語学科</td> <td>中学校教諭一種免許状</td> <td>英語</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>英語</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本文化学科</td> <td>中学校教諭一種免許状</td> <td>国語</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>国語</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音楽学部</td> <td rowspan="2">音楽学科</td> <td>中学校教諭一種免許状</td> <td>音楽</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>音楽</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康生活学部</td> <td>食生活健康学科</td> <td>栄養教諭一種免許状</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活デザイン学科</td> <td>中学校教諭一種免許状</td> <td>家庭</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>家庭</td> </tr> </tbody> </table>	学 部	学 科	取得できる教育職員免許状の種類	免許科目	国際文化学部	英語学科	中学校教諭一種免許状	英語	高等学校教諭一種免許状	英語	日本文化学科	中学校教諭一種免許状	国語	高等学校教諭一種免許状	国語	音楽学部	音楽学科	中学校教諭一種免許状	音楽	高等学校教諭一種免許状	音楽	健康生活学部	食生活健康学科	栄養教諭一種免許状		生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状	家庭	高等学校教諭一種免許状	家庭
学 部	学 科	取得できる教育職員免許状の種類	免許科目																																																				
国際文化学部	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	英語																																																				
		高等学校教諭一種免許状	英語																																																				
健康生活学部	食生活健康学科	栄養教諭一種免許状																																																					
	生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状	家庭																																																				
		高等学校教諭一種免許状	家庭																																																				
	子ども学科	養護教諭一種免許状																																																					
幼稚園教諭一種免許状																																																							
学 部	学 科	取得できる教育職員免許状の種類	免許科目																																																				
国際文化学部	英語学科	中学校教諭一種免許状	英語																																																				
		高等学校教諭一種免許状	英語																																																				
	日本文化学科	中学校教諭一種免許状	国語																																																				
		高等学校教諭一種免許状	国語																																																				
音楽学部	音楽学科	中学校教諭一種免許状	音楽																																																				
		高等学校教諭一種免許状	音楽																																																				
健康生活学部	食生活健康学科	栄養教諭一種免許状																																																					
	生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状	家庭																																																				
		高等学校教諭一種免許状	家庭																																																				

新	旧																																																			
<p>第13条の2～第13条の10 (略)</p> <p>第13条の11 削除</p> <p>第13条の12～第17条 (略)</p> <p>第18条 前条第1項により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。 <u>国際文化学部国際文化学科卒業生学士</u> (国際文化)</p> <p>健康生活学部食生活健康学科卒業生学士 (栄養学) 健康生活学部生活デザイン学科卒業生学士 (家政学) 健康生活学部子ども学科卒業生学士 (子ども教育学) 看護学部看護学科卒業生学士 (看護学)</p> <p>第7章～第17章 (略)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>取得できる教育職員免許状の種類</th> <th>免許科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康生活学部</td> <td rowspan="2">子ども学科</td> <td>養護教諭一種免許状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭一種免許状</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	取得できる教育職員免許状の種類	免許科目	健康生活学部	子ども学科	養護教諭一種免許状		幼稚園教諭一種免許状		<p>第13条の2～第13条の10 (略)</p> <p>第13条の11 <u>全国音楽療法士養成協議会において、音楽療法士(2種)の称号を取得しようとする者は、本学音楽学部音楽学科を卒業し、音楽療法士(2種)養成に関する規則に定められた、</u> <u>所定の単位を修得しなければならない。</u></p> <p>第13条の12～第17条 (略)</p> <p>第18条 前条第1項により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。 <u>国際文化学部英語学科卒業生学士(英語)</u> <u>国際文化学部日本文化学科卒業生学士</u> (日本文化)</p> <p><u>音楽学部卒業生学士(音楽)</u> 健康生活学部食生活健康学科卒業生学士 (栄養学) 健康生活学部生活デザイン学科卒業生学士 (家政学) 健康生活学部子ども学科卒業生学士 (子ども教育学) 看護学部看護学科卒業生学士 (看護学)</p> <p>第7章～第17章 (略)</p> <p>附則1～附則43 (略)</p> <p>附則44</p> <p>1 この学則は、2023年(令和5年)4月1日から施行する。</p> <p>2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">2023年度授業料及び施設設備費等 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科/コース</th> <th>学年</th> <th>授業料</th> <th>施設設備費</th> <th>実験実習料</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際文化</td> <td>全学科</td> <td>全学年</td> <td>631,000</td> <td>336,000</td> <td>—</td> <td>967,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音楽</td> <td>音楽学科演奏表現コース</td> <td>全学年</td> <td>967,000</td> <td>704,000</td> <td>—</td> <td>1,671,000</td> </tr> <tr> <td>音楽学科音楽文化コース</td> <td>全学年</td> <td>662,000</td> <td>407,000</td> <td>—</td> <td>1,069,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康生活</td> <td rowspan="3">食生活健康学科</td> <td>1年</td> <td rowspan="3">662,000</td> <td rowspan="3">356,000</td> <td>47,500</td> <td>1,065,500</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>41,800</td> <td>1,059,800</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>65,700</td> <td>1,083,700</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科/コース	学年	授業料	施設設備費	実験実習料	合計	国際文化	全学科	全学年	631,000	336,000	—	967,000	音楽	音楽学科演奏表現コース	全学年	967,000	704,000	—	1,671,000	音楽学科音楽文化コース	全学年	662,000	407,000	—	1,069,000	健康生活	食生活健康学科	1年	662,000	356,000	47,500	1,065,500	2年	41,800	1,059,800	3年	65,700	1,083,700
学部	学科	取得できる教育職員免許状の種類	免許科目																																																	
健康生活学部	子ども学科	養護教諭一種免許状																																																		
		幼稚園教諭一種免許状																																																		
学部	学科/コース	学年	授業料	施設設備費	実験実習料	合計																																														
国際文化	全学科	全学年	631,000	336,000	—	967,000																																														
音楽	音楽学科演奏表現コース	全学年	967,000	704,000	—	1,671,000																																														
	音楽学科音楽文化コース	全学年	662,000	407,000	—	1,069,000																																														
健康生活	食生活健康学科	1年	662,000	356,000	47,500	1,065,500																																														
		2年			41,800	1,059,800																																														
		3年			65,700	1,083,700																																														

新							旧													
学部	学科/コース	学年	授業料	施設設備費	実験実習料	合計	学部	学科/コース	学年	授業料	施設設備費	実験実習料	合計							
健康生活	食生活健康学科	4年	662,000	356,000	92,900	1,110,900	健康生活	食生活健康学科	4年	662,000	356,000	92,900	1,110,900							
		生活デザイン学科	1年	631,000	336,000	36,000			1,003,000	生活デザイン学科	1年	631,000	336,000	36,000	1,003,000					
			2年			39,500			1,006,500		生活デザイン学科			2年	631,000	336,000	39,500	1,006,500		
			3年			32,500			999,500					生活デザイン学科			3年	631,000	336,000	32,500
	4年	45,000	1,012,000			子ども学科		4年	631,000	336,000	45,000						1,012,000			
	子ども学科	1年	631,000	336,000	30,000			997,000			子ども学科	1年	631,000	336,000			30,000			997,000
		2年			40,000			1,007,000				子ども学科			2年	631,000	336,000			40,000
		3年			35,000			1,002,000							子ども学科			3年	631,000	336,000
		4年			10,000	977,000		子ども学科	4年	631,000		336,000						10,000		
	看護学科	※1年	967,000	356,000	※1年生のみ電子教科書代別途徴収 124,000	1,447,000			看護		看護学科		※1年	967,000	356,000			※1年生のみ電子教科書代別途徴収 124,000		
		2年			114,000	1,437,000							看護			2年	967,000	356,000		
		3年			※144,000	1,467,000										看護			3年	967,000
4年		※134,000			1,457,000	看護	4年	967,000		356,000		※134,000	1,457,000							

※保健師選択コースは3年生で年額20,000円、4年生で100,000円を別途徴収

附 則 45

1 この学則は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

別表

2024年度授業料及び施設設備費等 (円)

学部	学科	学年	授業料	施設設備費	実験実習料	合計
国際文化	国際文化学科	全学年	631,000	336,000	—	967,000
健康生活	食生活健康学科	1年	662,000	356,000	47,500	1,065,500
		2年			41,800	1,059,800
		3年			65,700	1,083,700
		4年			92,900	1,110,900
	生活デザイン学科	1年	631,000	336,000	36,000	1,003,000
		2年			39,500	1,006,500
		3年			32,500	999,500
		4年			45,000	1,012,000
	子ども	1年	631,000	336,000	30,000	997,000
		2年			40,000	1,007,000
		3年			35,000	1,002,000
		4年			10,000	977,000

新							旧
学部	学科	学年	授業料	施設 設備費	実験 実習料	合 計	
看護	看護 学科	※1年	967,000	356,000	※1年生のみ電子教科書代別途徴収 124,000	1,447,000	
		2年			114,000	1,437,000	
		3年			※144,000	1,467,000	
		4年			※134,000	1,457,000	
※保健師選択コースは3年生で年額20,000円、4年生で100,000円を別途徴収							

新				旧						
別表/第2編 学則 【教養教育科目】 (国際文化学部・健康生活学部)				別表/第2編 学則 【教養教育科目】 (国際文化学部・音楽学部・健康生活学部)						
授業科目の名称		単位		備考	授業科目の名称		単位		備考	
		必修	選択				必修	選択		
建学の精神	キリスト教学Ⅰ	2		8単位	建学の精神	キリスト教学Ⅰ	1		4単位以上修得	
	キリスト教学Ⅱ	2				キリスト教学Ⅱ	1			
	キリスト教学Ⅲ	2				キリスト教学Ⅲ	1			
	キリスト教学Ⅳ	2				キリスト教学Ⅳ	1			
教養必修科目	教養セミナー	1		8単位	教養コア科目	教養セミナー	1		8単位以上修得	
	キャリアデザインセミナー	1				キャリアデザインセミナー	1			
	情報処理基礎	2				シチズンシップ	2			
	データサイエンス入門	2				日本国憲法		2		いずれか選択必修
	健康・スポーツ実技Ⅰ	1				ジェンダーからみる社会		2		※1
	健康・スポーツ実技Ⅱ	1				人間と環境		2		※2
英語	英語Ⅰ	1		4単位	文化・芸術	ウェルネス	2		※3	
	英語Ⅱ	1				日本の文学		2		
	英語Ⅲ	1				西洋の文学		2		
	英語Ⅳ	1				日本の文化史		2		
教養テーマ別科目	文化	日本の文化		2	社会・経済・国際	西洋の文化史		2	8単位以上修得	
		西洋の文化		2		音楽の世界		2		
		長崎の文化		2		長崎の文化		2		
		演奏の楽しみ		2		社会・経済・国際	異文化理解演習			2
		音楽の世界		2			国際関係論			2
		社会	ジェンダーからみる社会				2	現代社会と教育		
	日本国憲法			2	現代社会と経済			2		
	異文化理解演習			2	金融・経済入門(寄附講座)		2			
	現代社会と教育			2	現代社会と法律		2			
	生活	現代社会と経済		2	科学・環境	暮らしと科学		2		
		心理学		2		生活とデザイン		2		
		生活と科学		2		ITの発展と生活		2		
		食べ物と栄養		2		生物学		2		
	健康・スポーツ論		2	化学			2			
	キャリア	SPI 非言語分野対策演習		2	医療・生活	心理学		2		
		キャリア形成講座		2		生命の科学		2		
TOEIC 対策講座			2	食べ物と栄養			2			
インターンシップ			2							

新					旧						
授業科目の名称			単位		備考	授業科目の名称			単位		備考
			必修	選択					必修	選択	
教養テーマ 別科目	特別	特別講義		2		医療・生活	現代社会と保健医療		2		
		特別演習		2			健康・スポーツ論		2		
						情報	情報処理基礎	2		2	2単位以上修得
							情報科学		2		
						健康・スポーツ科学	健康・スポーツ実技Ⅰ	1		2	2単位修得
							健康・スポーツ実技Ⅱ	1			
						キャリア支援・特別科目	アプリケーション演習		2		4単位以上修得
							SPI 非言語分野対策演習		2		
							キャリア形成講座		2		
							TOEIC 対策講座		1		
							インターンシップ		2		
							特別講義		2		
							特別演習		1		
							寄附講座		2		
						英語	英語Ⅰ	1			
							英語Ⅱ	1			
							英語Ⅲ	1			
							英語Ⅳ	1			
【教養分野】(看護学部) (略)					【教養分野】(看護学部) (略)						
【国際文化学部国際文化学科専門教育科目】 (コース共通科目)					【国際文化学部専門教育科目 外国語科目】						
授業科目の名称			単位		備考	授業科目の名称			単位		備考
			必修	選択					必修	選択	
コース共通科目 専門教育科目	基盤科目	国際文化入門		2		外国語科目	フランス語Ⅰ		1		同一言語4単位を修得(選択必修)
		異文化コミュニケーション論		2	教養必修 子ども学科 同時開講		フランス語Ⅱ		1		
		女性リーダーシップ論		2			フランス語Ⅲ		1		
		基礎セミナーⅠ		2			フランス語Ⅳ		1		
		基礎セミナーⅡ		2			ドイツ語Ⅰ		1		
		基礎セミナーⅢ		2			ドイツ語Ⅱ		1		

新				旧				
授業科目の名称	単位		備考	授業科目の名称	単位		備考	
	必修	選択			必修	選択		
基盤科目	基礎セミナーⅣ	2		ドイツ語Ⅲ		1	同一言語4単位を得(選択必修)	
	卒業研究	6		ドイツ語Ⅳ		1		
外国語科目	中国語Ⅰ		1	中国語Ⅰ		1		
	中国語Ⅱ		1	中国語Ⅱ		1		
	中国語Ⅲ		1	中国語Ⅲ		1		
	中国語Ⅳ		1	中国語Ⅳ		1		
	韓国語Ⅰ		1	韓国語Ⅰ		1		
	韓国語Ⅱ		1	韓国語Ⅱ		1		
	韓国語Ⅲ		1	韓国語Ⅲ		1		
	韓国語Ⅳ		1	韓国語Ⅳ		1		
国際文化系	多文化共生論		2	実用中国語Ⅰ		1		
	文化と社会		2	実用中国語Ⅱ		1		
	文化人類学		2	実用韓国語Ⅰ		1		
	アジアの文化		2	実用韓国語Ⅱ		1		
	グローバルスタディーズ		2	【国際文化学部英語学科 専門教育科目】				
	Japanese Culture Studies I		2	授業科目の名称				
	Japanese Culture Studies II		2	単位		備考		
	英語圏の文化		2	必修	選択			
	英米文学入門Ⅰ		2	English Pronunciation	2	教免必修		
	英米文学入門Ⅱ		2	Academic Listening I	1			
英米文学演習		2	Academic Listening II	1				
Comparative Cultural Studies		2	Academic Listening III	1				
国際キャリア系	英語とキャリア		2	English Seminar I	2			
	グローバル企業を知る		2	English Seminar II	2			
	English for Hospitality and Tourism		2	English Seminar III	1			
	国際コミュニケーション論		2	English Seminar IV	1			
	語学ボランティア演習		2	English Seminar V	1			
	Business English for Beginners		2	English Seminar VI	1			
	Business Communication		2	English Seminar VII	1			
	通訳ガイド演習Ⅰ		2	English Seminar VIII	1			
	通訳ガイド演習Ⅱ		2	Academic English I	2	教免必修		
	時事英語演習		2	Academic English II	2	教免必修		
翻訳入門		2	Academic English III	1	教免必修			

新				旧				
授業科目の名称	単位		備考	授業科目の名称	単位		備考	
	必修	選択			必修	選択		
専門教育科目 (コース共通科目)	言語教育系	発音リズム法	2	子ども学科 同時開講	基盤科目	Academic English IV	1	教免必修
		言語学入門	2	教免必修		Academic English V	1	
		英語の発想と表現	2			Academic English VI	1	
		言語の意味と構造	2			Academic English VII	1	
		English Picture Book Studies	2	子ども学科 同時開講		Academic English VIII	1	
		Multicultural Education and Support	2	子ども学科 同時開講		Advanced English I	1	
		Teaching English to Children I	2	子ども学科 同時開講		Advanced English II	1	
		Teaching English to Children II	2	子ども学科 同時開講		Advanced English III	1	
		Reading Activities I	2	子ども学科 同時開講		Advanced English IV	1	
		Reading Activities II	2	子ども学科 同時開講		English Media Literacy	2	
		英語科教育法 I	2	教免必修		Paragraph Writing	2	
		英語科教育法 II	2	教免必修		Essay Writing	2	
		英語科教育法 III	2	教免必修		Academic Writing	2	教免必修
		英語科教育法 IV	2	教免必修		異文化コミュニケーション論	2	教免必修 子ども学科 同時開講
	言語習得論	2		異文化トレーニング	2			
	日本語教育概論	2		Introduction to Multiculturalism	2	子ども学科 同時開講		
	日本語教育講義 I	2		British Culture	2			
	日本語教育講義 II	2		American Culture	2			
	日本語教育講義 III	2		Comparative Cultural Studies	2			
	日本語教育実習	2		英語児童文学入門	2			
	日本語学系	日本語学概論	2		英米文学入門 I	2	教免必修	
		日本語学講義 I	2		英米文学入門 II	2	教免必修	
		日本語学講義 II	2		英米文学演習 I	2		
		日本語学講義 III	2		英米文学演習 II	2		
	長崎学系	長崎史	2		Japanese Culture Studies	2		
		長崎文化学	2		Asian Cross-Cultural Studies	2		
現代長崎学		2		Japan in English Media	2			
音楽系	音楽理論基礎	2		Japanese Film Studies	2			
	音楽表現 I	2		英語とキャリア	2			
	音楽表現 II	2		グローバル企業を知る I	2	日文同時開講		
	音楽史	2		グローバル企業を知る II	2			
	音楽メディア研究	2		English for Hospitality and Tourism	2			
	アートマネジメント論	2		ビジネス英語入門	2	日文同時開講		
専門研究科目	異文化理解系	異文化コミュニケーション論	2	教免必修 子ども学科 同時開講	異文化理解系	異文化トレーニング	2	
		Introduction to Multiculturalism	2	子ども学科 同時開講		British Culture	2	
		British Culture	2			American Culture	2	
		American Culture	2			Comparative Cultural Studies	2	
		Comparative Cultural Studies	2			英語児童文学入門	2	
		英語児童文学入門	2			英米文学入門 I	2	教免必修
		英米文学入門 I	2	教免必修		英米文学入門 II	2	教免必修
		英米文学入門 II	2			英米文学演習 I	2	
		英米文学演習 I	2			英米文学演習 II	2	
		英米文学演習 II	2			Japanese Culture Studies	2	
	Japanese Culture Studies	2		Asian Cross-Cultural Studies	2			
	Asian Cross-Cultural Studies	2		Japan in English Media	2			
	Japan in English Media	2		Japanese Film Studies	2			
	Japanese Film Studies	2		英語とキャリア	2			
国際キャリア系	英語とキャリア	2		国際キャリア系	グローバル企業を知る I	2	日文同時開講	
	グローバル企業を知る I	2			グローバル企業を知る II	2		
	グローバル企業を知る II	2			English for Hospitality and Tourism	2		
	English for Hospitality and Tourism	2			ビジネス英語入門	2	日文同時開講	
ビジネス英語入門	2							

新				旧					
専攻	授業科目の名称	単位		備考	専攻	授業科目の名称	単位		備考
		必修	選択				必修	選択	
専門教育科目（コース共通科目）	ビジネス系	情報実務総論		2	教免必修	国際キャリア系	ビジネス・ライティング		2
		情報リテラシー		2			ビジネス・プレゼンテーション		2
		政治学		2			時事英語演習		2
		経済学		2			翻訳入門		2
		キャリアデザイン実習Ⅰ		2			国際コミュニケーション論		2
		エアライン・ホスピタリティ講座		2			語学ボランティア演習		2
		広告論		2			通訳ガイド演習Ⅰ		2
		経営学		2			通訳ガイド演習Ⅱ		2
		民法		2			経営学		2
		地域・行政と法		2			観光学		2
		ビジネスコンピューティング		2					
		地域マネジメント論		2					
	海外活動	海外ボランティア活動A		2	教免必修	英語教育系	言語学入門		2
		海外ボランティア活動B		2			言語の意味と構造		2
		海外インターンシップA		2			Language Acquisition		2
		海外インターンシップB		2			History of English		2
	外国人留学生対象科目	アカデミック・ジャパニーズⅠa		2	留学生のみ履修可能（専門教育科目としてカウント）	英語教育系	英語の発想と表現入門	2	
		アカデミック・ジャパニーズⅠb		2			英語の発想と表現研究		2
		アカデミック・ジャパニーズⅠc		2			英語科教育法Ⅰ		2
		アカデミック・ジャパニーズⅡa		2			英語科教育法Ⅱ		2
		アカデミック・ジャパニーズⅡb		2			英語科教育法Ⅲ		2
		アカデミック・ジャパニーズⅡc		2			英語科教育法Ⅳ		2
		アカデミック・ジャパニーズⅢa		2			発音リズム法		2
アカデミック・ジャパニーズⅢb			2	English Picture Book Studies				2	
アカデミック・ジャパニーズⅣa			2	Teaching Young Learners WorkshopⅠ				2	
アカデミック・ジャパニーズⅣb			2	Teaching Young Learners WorkshopⅡ				2	
				Teaching Young Learners PracticeⅠ				1	
				Teaching Young Learners PracticeⅡ				1	
専門教育科目（コース専門科目）	英語コミュニケーションコース	Academic EnglishⅠ		2	教免必修	海外活動	海外ボランティア活動A		2
		Academic EnglishⅡ		2			海外ボランティア活動B		2
		Academic EnglishⅢ		1			海外インターンシップA		2
		Academic EnglishⅣ		1			海外インターンシップB		2
		Academic EnglishⅤ		1					

新				旧							
授業科目の名称		単位		備考	授業科目の名称		単位		備考		
		必修	選択				必修	選択			
専門教育科目 (コース専門科目)	英語コミュニケーションコース	Academic English VI		1	これら の科目 から28 単位以 上修得 するも 、8単 位ま では他 コース 専 門 科 目 か ら 修 得 可 い る 教 免 必 修 教 免 必 修	専門研究 科目	卒業研究	卒業研究セミナー	2		
		Academic English VII		1				卒業研究	6		
		Academic English VIII		1			【国際文化学部 日本文学学科 専門教育科目】				
		Paragraph Writing		2			授業科目の名称		単位		備考
		English Media Literacy		2					必修	選択	
		Essay Writing		2			学科共通 セミナー 科目	基礎セミナーⅠ	2		
		Academic Writing		2				基礎セミナーⅡ	2		
		English Pronunciation		2				基礎セミナーⅢ	2		
		Advanced Reading Ⅰ		1				基礎セミナーⅣ	2		
		Advanced Reading Ⅱ		1				専門セミナーⅠ	2		
	Advanced Reading Ⅲ		1		専門セミナーⅡ	2					
	Advanced Reading Ⅳ		1		専門セミナーⅢ	2					
	英語コミュニケーション特講		2		専門セミナーⅣ	2					
	英語コミュニケーション専門 セミナーⅠ		2		卒業論文・ 卒業制作	卒業論文・卒業制作		6			
	英語コミュニケーション専門 セミナーⅡ		2	英語コ ミュ ニ ケ ー シ ョ ン 必 修	基 盤 科 目	日本文学概論			2	※ 教免 必修	
	英語コミュニケーション専門 セミナーⅢ		2			日本語学概論		2	※ 教免 必修		
	英語コミュニケーション専門 セミナーⅣ		2			日本語教育概論		2	※ 教免 必修		
	日本の文化入門		2			文化研究入門		2	※		
	古典文学の概要を学ぶ		2			東アジア研究入門		2	※		
	現代文学の概要を学ぶ		2		日本文学 専 門 科 目	日本文学講義Ⅰ (古典文学史)		2	※ 教免 必修		
日本史の概要を学ぶⅠ		2	これら の科目 から28 単位以 上修得 するも 、8単 位ま では他 コース 専 門 科 目 か ら 修 得 可 い る 教 免 必 修	日本文学講義Ⅱ (近現代文学史)			2	※ 教免 必修			
日本史の概要を学ぶⅡ		2		日本文学講義Ⅲ (古典)			2	教免 必修			
日本文学特論Ⅰ		2		日本文学講義Ⅳ (古典)			2	教免 必修			
日本文学特論Ⅱ		2		日本文学講義Ⅴ (近現代)			2				
日本文化史特論Ⅰ		2		日本文学講義Ⅵ (読解1)			2				
日本文化史特論Ⅱ		2		日本文学講義Ⅶ (読解2)			2				
コンテンツ創作		2			漢文	漢文学講義Ⅰ		2	教免 必修		
サブカルチャー論		2			漢文学講義Ⅱ		2	教免 必修			
メディアのための文章表現		2			日本語学 専 門 科 目	日本語学講義Ⅰ (歴史)		2	教免 必修		
日本文化のフィールドワーク		2				日本語学講義Ⅱ (意味と構造)		2	※ 教免 必修		
アナウンストレーニング		2		日本語学講義Ⅲ (音声)			2	※ 教免 必修			
日本文化特論		2		日本語学講義Ⅳ (人間関係・状況と言語)			2	教免 必修			

新		旧				
		授業科目の名称	単位		備考	
			必修	選択		
	基盤科目	グローバル企業を知る I		2	英語学科 同時開講	
		社会心理学		2		
		キャリアデザイン実習 a		8	要卒単位 は8単位 まで認定 実習開始 までに◆ の科目を 修得して おく	
		キャリアデザイン実習 b		8		
		キャリアデザイン実習 c		8		
		キャリアデザイン実習 d		8		
	地域・行政	地域マネジメント論		2	*	
		公共経営論		2	*◆	
		地域研究		2	*	
		地域・行政と法		2	*	
		地方自治論		2	*◆	
		企業論		2	*	
		政治学		2	*	
	経営・経済	経営学		2	*◆ 英語学科 同時開講	
		経済学		2	*	
		女性起業論		2	*	
		企画実務論		2	*◆	
		観光学		2	* 英語学科 同時開講	
		地域経済学		2	*◆	
		民法		2	*	
	情報	メディアリテラシー論		2	*	
		マスコミュニケーション論		2		
		ジャーナリズム論		1	8回	
		地域メディア論		1	8回	
		情報実務総論		2		
		情報リテラシー		2		
		ビジネスコンピューティング		2		
	(注) 地域ビジネスコースの学生は* の科目を必ず履修すること					
			授業科目の名称	単位		備考
				必修	選択	
	外国語関連科目	語学留学	語学留学 I		8	1セメス ターの海 外留学
			語学留学 II		8	
海外語学研修 I				2	短期研修 等	
海外語学研修 II				2		

新		旧				
		授業科目の名称		単位		備考
				必修	選択	
<p>【音楽学部音楽学科 専門教育科目】 (削除)</p> <p>【健康生活学部食生活健康学科 専門教育科目】</p> <p>～</p> <p>【学校司書課程に関する科目】 (略)</p>		外国人留學生対象科目	外国語関連科目	アカデミック・ジャパニーズⅠa	2	
				アカデミック・ジャパニーズⅠb	2	
				アカデミック・ジャパニーズⅠc	2	
				アカデミック・ジャパニーズⅡa	2	
				アカデミック・ジャパニーズⅡb	2	
				アカデミック・ジャパニーズⅡc	2	
				アカデミック・ジャパニーズⅢa	2	
				アカデミック・ジャパニーズⅢb	2	
				アカデミック・ジャパニーズⅣa	2	
				アカデミック・ジャパニーズⅣb	2	

○活水女子大学教授会運営規程

(目的)

第1条 教授会を円滑に運営するため、活水女子大学学則(以下「学則」という。)第49条に基づき、この規程を定める。

(教授会の招集)

第2条 教授会は、毎月1回定期的に学長が招集し、これを開催する。ただし、学長が必要と認めるとき又は教授会構成員(以下「構成員」という。)の3分の1以上の請求があったときは、臨時にこれを開催する。

第3条 教授会は、開催予定日の少なくとも3日前に、議案を書面により構成員に通知して開催するのを通例とする。ただし、緊急にこれを開催する必要があるときはこの限りでない。

(教授会の成立)

第4条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開催することができない。

(教授会の議決)

第5条 教授会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。ただし、構成員の3分の1以上の請求により開催する教授会において審議する事項並びにこの規程の改廃に関する事項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

第6条 学長は、必要と認めるときは、教授会に構成員以外の職員を出席させ意見を聞くことができる。ただし、この出席者は議決に参加することはできない。

(教授会の専門委員会)

第7条 教授会は専門委員会を設けることができる。

(教授会の議事録)

第8条 教授会は議事録を作成し、これを確認する。

(教授会に関する事務長の職務)

第9条 事務長は教授会の事務を処理し、議事録を管理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会で決定する。

附 則 1

この規程は、1981年(昭和56年)4月1日から施行する。

附 則 2

この規程は、2005年(平成17年)7月8日から施行する。

附 則 3

この規程は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

附 則 4

この規程は、2022年(令和4年)2月1日から施行する。

○活水女子大学全学教授会規程

第1条 活水女子大学学則第46条第1項に基づき、本学に全学教授会を置く。

第2条 全学教授会は、学長、専任の教授、准教授、講師、事務局長、事務長及び事務（課・室）長をもって構成する。

第3条 全学教授会は、次の定める事項について、学長が決定するに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 全学的教育研究計画に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (6) 教員の学外研修、特別研究、出版助成等に関する事項
- (7) その他本学の教育研究や運営に関する重要事項で学長が定める事項

第3条の2 全学教授会は、次の事項を審議し、学長が決定する。

- (1) 学則又は大学規程の改正
- (2) 学生の退学、除籍、休学、復学の承認
- (3) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (4) 学生の編入学に関する事項
- (5) 教員の選考、昇任その他教員人事に関する事項
- (6) 学生部長、教務部長、図書館長その他別に定める役職者の選出に関する事項
- (7) 活水学院寄附行為第16条の(5)に定められた評議員の推薦に関する事項
- (8) 本学の自己点検、評価に関する事項
- (9) その他本学の運営に関し、特に全学的審議を学長が必要と認める事項

第4条 全学教授会は、毎月1回定期的に学長が招集する。また、学長が必要と認めた場合及び各学部教授会の要求があった場合は、臨時に教授会を開催する。

第5条 全学教授会は、学長がその議長となる。ただし、学長に事故あるときは、学長が代理者を指名して議長にあたらせることができる。

第6条 全学教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数でこれを決し、賛否同数の時は議長が決する。ただし、人事及びこの規程の改廃に関する議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第7条 全学教授会の開催は、少なくとも3日以前に議案を付し書面をもって通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第8条 学長は必要に応じ、構成員以外の職員を出席させて意見を聞くことができる。ただし、構成員以外の出席者は議決には加われない。

第9条 全学教授会は議事録を作成し、これを確認する。議事録は、学長が保管する。

第10条 全学教授会の事務は、事務長が処理する。

第11条 全学教授会は、理事会の専権事項については、決定権はない。

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会で決定する。

附 則 1

この規程は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

附 則 2

この規程は、2005年（平成17年）7月8日から施行する。

附 則 3

この規程は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則 4

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則 5

この規程は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則 6

この規程は、2021年（令和3年）12月9日から施行する。

附 則 7

この規程は、2022年（令和4年）2月1日から施行する。